

519
14:

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5

始



石城志

自卷之一
至卷之三



筑紫史談附錄



刊行石城志總目

刊行の趣旨

著者小傳

序例

博多古圖及新圖

凡例

卷之一

地理上

卷之二

地理下

海袖荒大博

部

理

鄉湊津津多

二二二二二二一

七五三一

矢百府談北澳警見大石中霸法八花鳥石冷中

倉大議固渡水家哈角旭城泉鳴

門堂道所濱濱所關道壘津臺達島塔津府津鄉

三三三三三三元六六六五五五五五五西西

卷之五
 明妙大正天龍
 光音乘定福宮寺
 下
 寺
 佛
 稱善妙東承聖
 名導樂長天福寺
 上
 寺
 妙見社
 佛
 柳寺新博犬中中石通湊管石那宗房銅島
 中茶多島島堂津絃堂珂也州屋敷
 町町屋原村橋橋橋橋橋川川豪濠跡
 町名
 多町通路并町名
 松
 太屋濠

西三三三三元元 七七五〇七一一 芒

妙萬壽多榮選一海觀西報東入宗本本妙法
 行行福福擇行元音方光林定玖岳興長典性
 寺寺庵庵巻寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

三

五四五四五四五四五元元元元元元

卷之三
 柳寺新博犬中中石通湊管石那宗房銅島
 中茶多島島堂津絃堂珂也州屋敷
 町町屋原村橋橋橋橋橋川川豪濠跡
 町名
 多町通路并町名
 松
 太屋濠

五吾吾毛吳壹壹壹壹壹

神
 須澳吉鏡綱櫛
 島崎濱演場田
 天夷子
 西町濱夷子
 池八
 今熊野權現
 楊若
 白山權現
 諏訪堂
 岐瀬
 奈良屋番稻荷社及次所稻荷社
 澳濱稻荷社
 牛田夷子
 萬四郎夷子
 翁町夷子
 社
 帰
 訪
 現
 神社
 女神社
 附藥師

二

六六老老庚齒齒吉吉吉穴矣矣矣

綿木鬚櫛瓦鑄鋤鋤錐刀
 打器土器用產上類
 弓偶揚器物刀錄

卷之七
 土器
 十一月月月十九
 五五二三條條條

造蛤朱金博金衣
 釀石絞織服合篩
 類銀多藍類斗
 粉箔銀絞絹織綢樽扇鐘斗

三三九九九九九九全全全全八八八八

五

附月宗大一光真日神成本天行光妙西覺善順
 錄性福念朝西空水護就朝福願泉靜教永照正
 院寺佛軒寺庵庵寺院院寺寺寺寺寺寺寺寺

四四四四元元元元元元毛毛毛毛毛毛毛毛毛
 歲八七六五四三二正月月月月月月月月
 六明秀宗人謝國明允明墓塚院寺
 濡大明盧允明墓塚院寺
 墳月海衣松龍
 事三八三十一二三四二十五條條條條條條
 墓墓墓墓塚院寺

卷之六
 古閑圓
 明秀宗人謝國明允明墓塚院寺

四

三三九九九九老老尖尖齒齒齒齒齒齒齒齒

充毛吉吉吉充充充充充充充充

卷之九
 人
 大原末德神島人
 賀事原次永屋井事
 中傳傳傳傳傳傳上
 棒傍博楨千
 先茶多葉代
 水文真茶鶴
 酒壺琳壺刀

二覽覽 四三毛三五三五三 三三三三三

卷之十
 人
 鶴伊篠小前上太柴川神清奥尾吉勝伊
 田藤事崎野原田田原屋水村田野藤
 下傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳

七

二二二 二二二二二二二二二二二二二二

卷之八
 土藥品產下類
 蠕醬酢バ饅行辻湯糊油卵寒索酒練
 燭頭當堂鷄
 癬餅餅卵餅堆牛蒡餅
 附油ス具麪酒

二覽覽 二二二二二二二二二二二二二二

附光石松百牡菊連南青苦茶草回濟麝珍透
 錄世理燭提木生陰香珠頂
 刀炭露合丹松天梨樹類丹丹丸膏草香六

二二二 二二二二二二二二二二二二二二

卷之十二

雜
博年良柴白高
行藤水木
著
贊商并投銀司民傳傳

作制圖博博博博博博
多多多多多多
七七七七七
觀所札圖音流口堂子路景

總博海藩道大志大方沈女三中西御飢茶博
以上再び行石城志の後に書す
多主東諸國献和風大香杷原小町藏屋
附圖記上尙庵札火言屋巫路敷聞災立匠

一一一三三三三〇三〇三九三九三八三三三

一一一三三三三〇三〇三〇三〇三〇三〇九
一四一五一六一七

星色初瓢紙水姬京博か辻輿博博秋對辻
之定音の花博多袖路屋多ら多月藏馬
之座琵入古家車家家語呂土所壁間塙邸敷村
助主

一一一三三三三〇三〇三〇三五三五三五三五
一一一四一四一四一四一四一四一四

石城志を刊行するに就て

一、博多の人津田元顧父子の編纂せる石城志十二巻は、今日に於ける博多地志の白眉なり。今回筑紫史談の附錄として刊行する事と爲り、約十回を以て完結の豫定なり。

一、本書は博多地志中の白眉たりと雖ども、其の説く處の史實に至ては、誤謬多きのみならず、妄誕・架空の事も少からず。又、貴重の史實にして漏れたる多し。單に此等の點より視れば、此書の爲めに、世人を迷はしむるもの亦少からざるべく、一の元寇の記事に觀ても、其の一端を窺ひ知らるゝなり。されども、現今博多地志の参考書として、將た今より百五十餘年前に於ける博多の現況を知るの點に於て、此の書を指ひて他に復た是れ程の載籍あることなし。之れ本書を撰びて刊行する所以なり。

一、卷頭に掲げたる博多古圖は、現存せる幾多同種の古圖中の一を模寫せしものにて、今存する處のもの、彼此異同あり。特に本圖中の比恵川、及び其の那珂川との連係（圖中管絃橋の架川）の如きは、最も拙なるを認む。元來博多古圖と稱するもの、何れも比較的後人の手に成りしものと思はるゝも、其の據る處の原は無きに非ざるべし。學者、彼此比較研鑽し、之れを幾多の史實・遺文・に質し、實地に徵して、其の變遷の跡を辿らば、亦た以て得る處あるべきなり。

一、編著者津田元顧父子、及び安惟允の事跡に就ては、春山育次郎氏の調査せられたるものあり。依て氏に乞ふて、左に其中の小傳を掲ぐる事とせり。氏は夙に博多地志の研鑽に努め、博多志纂考、編述の企圖ありと云ふ。異日成るに至らば、博多地志の完璧たらんか。

一、頭書は、葉山信果の書入たるものなり。本會々員中島筑水君の調査に依れば、信果、通稱は小仲太、篤齊と號す。舊福岡藩士にして、今より百一二十年前の人、舊藩有名の賢婦人、眞明院の生父、渡邊忠藏と同勤たりしと言へば、恐らくは江戸定府の士ならんか。著はす處、篤齊叢書・長短隨筆・等の書あり。今、此頭書を探録するに際し、比較的不要と認めらるゝものは、之れを省きたまう。尙ほ、本文著明の史實にして、誤謬世を誤るの虞あるものゝ如き、其の他にも一二要旨を頭書し、卑名を附記して頭書の本文と區別せり。

一、本書は曾て有志相協りて、若干部刊行せしものある由なれども、未だ之を見る機を得ず。各種の寫本、魯魚焉馬の誤頗る多く、行文亦た異同あり。今、數本を比較して、其の最も正しと認めらるゝものを彼此参考撰取せり。又、原文、大抵送り假名を省略せるが爲め、讀過聊か澁滯を免れざるも、已を得ざる場合の他は、原文の儘を存して、筆を加へず。

大正八年十月望

筑紫史談會幹事長 武 谷 水 城 識

津田元顧同元貫小傳 附安井惟元

津田元顧は博多の人、世々小兒科の醫を以て著はる。父名は元統、初め三通と稱し、次で順庵と稱す、京都の名家古林見宜正越の高足たり。始めて市小路に住し業を行ふ頗る聲譽あり。後ち藩主黒田綱政公の内庭に仕へ公子の侍醫たり。三男あり、長は元治、淺井周通及松岡玄達を師として醫を學び、後ち父に承けて家を繼ぐ。次男元立、青木友元に養はる、齒科醫青木梅軒即ち是也。季は石城志の著者元顧也。順庵の繼妻二宮氏の生む所、元統・元立の異母弟也。

元統幼にして外叔二宮柏山の嗣たる約あり、柏山に就て學を修め、業を習ふ。父順庵歿するや、母二宮氏を奉じて別に一家を成せしが、後ち長兄元統の讓を受て市小路に歸へり、宗家を承く。業能く行はれ令聞あり、累世の家聲を墜さず。餘暇文學を好み、書史を読み、博洽を以て稱せらる。淡窓は其の號なり、老を告るに及び、雄山と稱す。又俳諧を嗜み、盟を結ひて大椿社といふを自ら立たり。石城志十二卷、及び元寇軍記の著あり。天明四年十二月二十六日歿す、享年七十九、丸山氏に娶り子無し。養子元貫後を承く。

津田元貫、初め意安と稱し、次で壽珀と改む、藍洲は其號なり、晩に蓬庵と稱す。秋月の人淺野安右衛門の弟、母は岡部氏、享保十九年十月八日生る。歲甫めて、養れて元顧の嗣と爲る。元顧老を告るに

及び、後を承け、業を行ふ事三十餘年、寛政七年六十三歳の時、藩主黒田齊隆の特命あり、出で侍醫となり、御納戸組に列せらる。元貢素と祿仕を欲せざりしも、特命如何とも爲し難く、努めて旨を奉すと云ふ。而して此時また市小路を去り、福岡の東職人町に移る。文化八年七十九歳、老を告て退休す。猶ほ世に在る事五年、文化十二年七月二十八日歿す、安國寺に葬る、享年八十三。

安惟允は未だ碑文傳記の類を見ることを得ず、嘗て諸書の間記せる處を左に録す。

安井惟允は通稱三藏、靜字と號す、安永・天明・頃の人、竹田家の門下より起りて朱子學者なり。草江山人は蓋別號也。龜井南冥と詩文の交あり、友誼最も深し。南冥の我昔篇の作三十三首の中に静字を請ふて師員たらしめんと欲し、藩の當路者また之を慇懃す。靜字曰く、詩文は余が素好の存する處、此道を以て南冥と縁交して應酬するのみ。予は固より朱子學を奉じて古學は崇尚する處ならず、何ぞ西學に師授たらんやと、終に肯んせざりき。東西の學館、訓導以下互に相嫉みて軋轔する事甚だし、獨り南冥・靜字・二人は交ること愈々篤く、絶へず應酬來往して、世を終るまで渝はらざりしと云ふ。蓋し一家の見解あり、器度ある人物なりしなり。靜字の男、また三藏と稱す、蓋山は其號なり。また頗る名望あり。藩主敬徳公の侍讀となり、親信を蒙りたり。(春山氏調査摘錄)

石城志序

古之爲地志者。蓋詳其山川風氣土地之所出。民俗之好惡。以及名宦賢士之偉績美行與世代之變遷事物之沿革。將以供經世之用。是故爲政者有取焉。惟吾大東在昔。先王詔撰奏六十六州風土記與國史律令格式。藏諸天祿石渠之府。以爲經世之大典。後遭板蕩之運。古籍散亂僅存於兵燹之餘。而數百年風土之記。無有繼而修之者。則遺文逸事湮滅不傳於世也。稽古者憾焉。今代聖明文運方興。修舉舊典不無其人。然而山城國志一二編之外。寥寥乎希聞者。豈不以世代久遠文獻不足徵故耶。淡窓子家於博津。好古而博隱于醫。嘗蒐輯鄉里遺事。錄爲十二卷。名曰石城志。蓋依舊名也。頃上邨氏爲之請序於余。繙閱其書則上下千有餘年。地理人事之變遷。神祠佛宇之興廢。及他名區陣跡。故事遺文。巧藝珍器物產之品彙。民俗之歌謡。凡關係博津者。無不偏舉而備載焉。而鄉人有一善之可稱。必謹錄之以勸將來。其旨微矣。嗚呼是書也。其於稽古何不

足徵耶。亦可補地志之闕。而蒼事者或有取焉。且聞淡窩子之著此書也。息元
貫與有勞焉。余旣重上郝氏之請。而私嘉淡窩父子之好古而纂述克成其功。於
是乎題數言於卷端云爾。

耑

明和丙戌臘月一日

草江散人安惟允題

凡例

一、博多は往古より、唐・宋・元・明に至るまで、唐土舟の入津せし處にて、且遣唐使、及び僧徒・海商・の輩も此地より洋を開て彼土に航しぬれば、殊に繁榮の湊なりけるどなん。されど世に殘れる地志・古籍・もあらざれば、古への事はさら也。近代の事蹟もよく是を知事を得ざりしに、貝原老先生、筑前續風土記の編述ありてより、博多の事實も殊に詳なる事を得て、里民大に其賜をかふれり。此書、最丁寧反覆なれども、一邑・一縣の瑣細なる事に至りては、措てしるされず。今此編は、固より疎妄猥雜をかへりみず、士人の傳説等聞に隨ひ、見るにしたがひて、輯錄しぬれば、所謂、兎園の冊子にて、府志の名などかうふらしめん事は、潛妄の罪少なからずといへども、亦もだし難き筋もあれば、姑くかくは名付侍るなり。

一、予はじめ、此書を撰するに志なかりしかば、博多の事實曾て見聞せしも、多くは遺忘して引據博からず、且固より淺劣庸愚の才なれば、かゝるわざをなして世人の嘲を求め侍るべきに非ず。然るに一日、原田安信博多年行司也。予に語て曰、博多は古へより名勝の地にて、故事・古蹟・も他邦にすぐれたりといへども、續風土記の外徵とすべきものもなければ、今猶里老の傳語、並に古記・古文・等の僅に存せるも、終には放散泯沒して識事なきに至らん、豈可嘆の甚しきものに非すや、希くば足下、是を

輯錄し、十一を千百に存せば、なを將來に裨補あるべし、熟是を斗れよど、ありしに、答て曰、吾子が言、甚善とはいへども、我が管見蠡測其器に當らず、よろしく他人に議へしと、かたく是を辭し侍りけれども、強ちに請て止ざれば、いなみかたくて、孟浪杜撰の笑をかへりみずして、是を諾しぬ。一、此編に引處の書、我筑州にて著述せるは、九州軍記、深江種治著。種治は怡土郡の住士也。昔時渠が著す處の書、焼失して全からざりしな。慶長年中草野玄厚といへる者、再び是筑前續風土記、貝原先竹田先黒田家譜、同撰筑前良民傳、竹田先筑前早鑑、末永黒田年譜、能勢見聞日記、商家神屋宗湛。博多記、同鶴田自反。博多古說拾遺、同熊本敬鄉等なり。此外神社佛堂の緣紀、及諸家貯る處の古記・古文・系譜等は今しるすにいとまあらす。其餘、和漢の引書も亦いたづかはしければ、此處に舉しるさず。

一、寺社の傳説、多くはまちくにして、決定し難き事あり。此故に、今、續風土記、並に緣紀等に據て記し侍る。又俗談・小説・をも間採用して是を載るといへども、しるて正偽を辨するに非す。一、此所にしるすべき凡例をば、其門類のはじめに、多くは是を出せり。讀人をして考へ安からしめんが爲也。

一、博多記・古說拾遺・ともに俗文鄙俚にして章をなさず。これによりて義理も亦通曉し難き處少からず。故に此編に引處のものは、盡く其文を改め正せり。

一、予、素より世務に汲々として、東西に奔走し侍れば、筆硯に親しむの餘力を得ず。於是、前にしるせる古書・古記・等を探索して、元貫にあたへ、且幼より見もし、聞もせる事のあらましを口授し、渠をして編錄せしむ。猶又、事の辨じ難く、疑ふべきものは、古老の輩に對し、周く爰に詢ひ謀り、舛アサリを正し、偽を改め、五六年を經て漸く編を成せり。釐めて十二卷とし、七門に分て披覽に便あらしむ。夫、校書は風葉・塵埃の如し、隨て掃へば隨て生ずといへり。然るに元貫も亦、わづかに賤務の閑を偷みて筆を探ねれば、易簡を專にして、しばく稿を易る事をなさず、いかでかあやまりなきことを得んや。もしにしへに博き人、是を刪正する事あらば、予が幸甚からん。

明和二乙酉春三月

石城府 淡窓散人 謹書

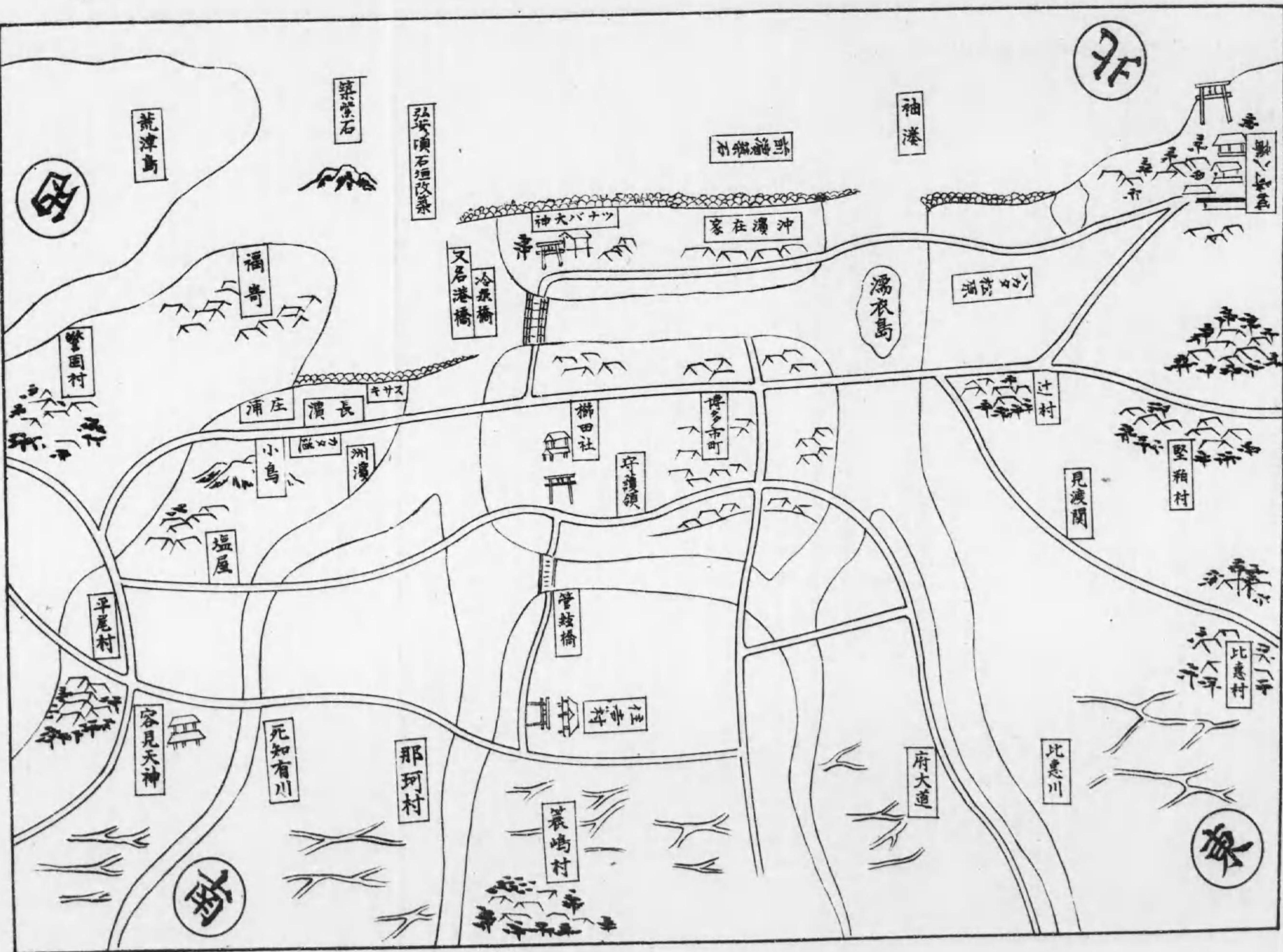
博多古圖並新圖

今按に、熊本氏が古説拾遺の説によれば、博多古圖に別本あり。曰、福崎山の邊までは博多の境内にして、唐浦云。今福岡の六丁通りのあたりとみゆきへり。予曾て其別本をたづね求め侍れども、いまだみる事を得ず、恐らくは彼が唐浦を稱するは、庄浦なるべし。唐・庄の字形相似たれば、筆者か、又は讀者かの誤ならんかし。「圖中、那珂村は那珂川の誤寫」



博多古圖並新圖

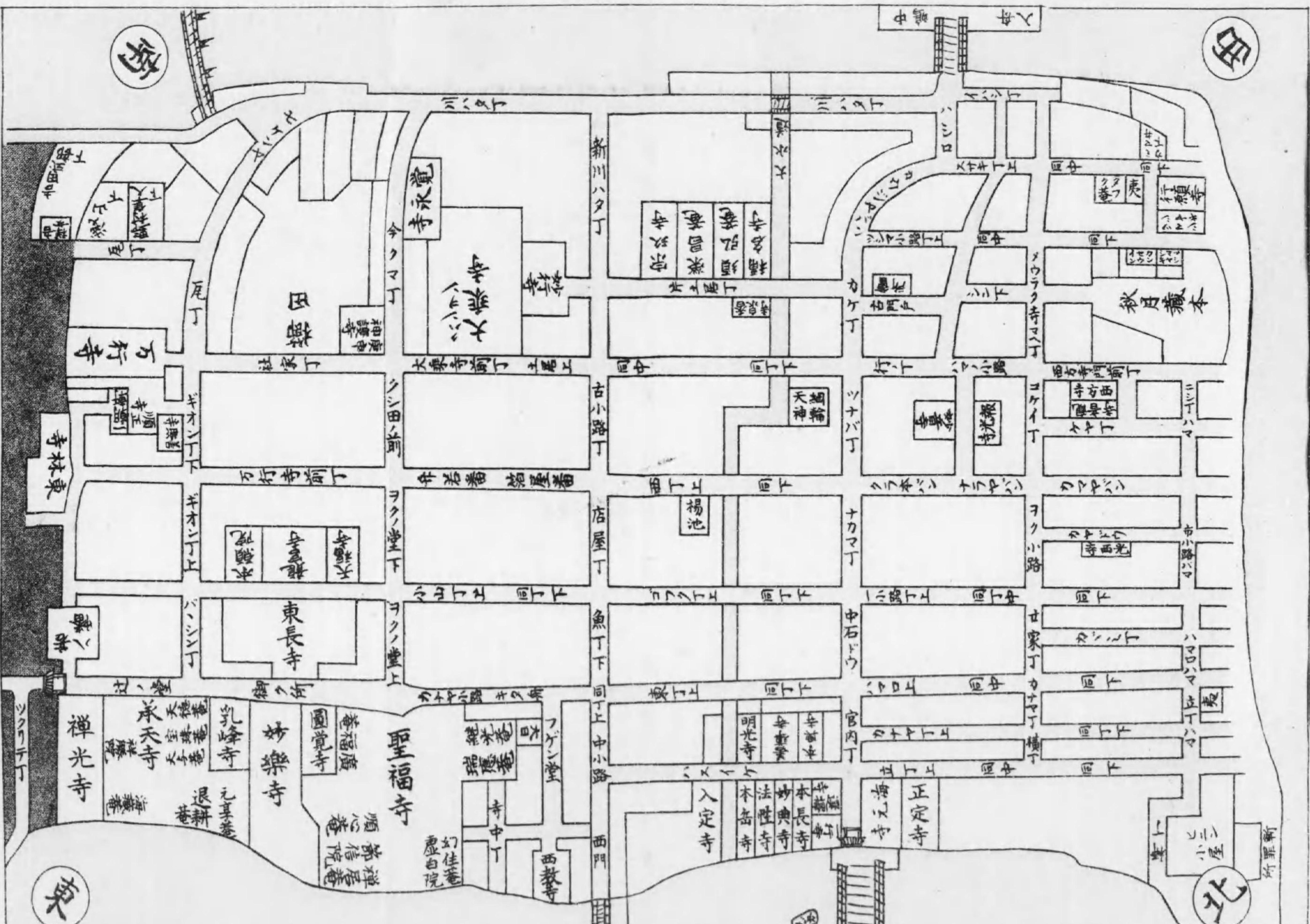
今按に、熊本氏が古説拾遺の説によれば、博多古圖に別本あり、曰、福崎山の邊までは博多の境内にして、唐浦云。今福岡の六丁通りのあたりさみゆいへり。予曾て其別本をたづね求め侍れども、いまだみる事を得ず、恐らくは彼が唐浦と稱するは、庄浦なるべし。唐・庄の字形相似たれば、筆者か、又は讀者かの謬ならんかし。【圖中、那珂村は那珂川の誤寫】



お詫び申す。出張する間に、本圖の複数枚を落してしまった。1枚は、落としてあるので、他の2枚の複数枚が入っています。今後は、落としてあるので、それを落すことを防ぐ。落としてあるので、それを落すことを防ぐ。

今後は、落としてあるので、それを落すことを防ぐ。落としてあるので、それを落すことを防ぐ。

御 藤 叶 國 地 無



(シ) 古國八卷頭博多入スベシ

石城志卷之一

地理

卷之一

津田元顧校定

男元貫編錄

謹で考るに、人王四十三代、元明天皇和銅六年夏五月、諸州に詔して其國の風土記を作らしめ玉ひしに、後世、王室漸く衰て、其書、兵燹に罹り、或は放散して、終に亡びぬ。吾が筑前風土記の如きも亦然り。今存する處、僅に出雲・豐後・二州の風土記のみ、是も亦全本に非ずと云。嗚呼惜むべきの甚しきにあらずや。然かるに元祿の頃はひ、國君集せしめられけれど今嘉永の三させに至れど全く成らず。築前續風土記一部貳拾八卷三十卷成。撰集せしめ玉ひしより、地志再び詳す審著明なる事を得たり。寔に不朽の盛事といふべし。其第三卷那珂郡博多の所に曰、日本後紀曰、嵯峨天皇、弘仁五年冬十月庚午、太宰府マウス言、新羅人辛波古知等二十六人、漂着ス筑前國博多ノ津ニ、問其來由ヲ、遠ニ投風化テ。是博多の名の國史に見へたる始也。此時既に博多の號あれば、其はじめいつの頃にか立けん、しれず。今按に、博多は古來唐土舟の着し所にて、太宰府に近ければ、其間四里。上代、太宰府を置れし始より博多町も立けるならん。續日本紀には、
筑前續風土記三十卷貞享年中篇信蒙光之公之命元祿十六年十一月十八日艸稿成れり清書は末永虎舟に命ぜらる

仁明天皇御宇、新羅の人、筑前大津に來る、とあり。大津は博多をさしていへり。三代實錄十六卷に、清和天皇、貞觀十一年十二月、太宰權少貳坂上宿禰瀧守奏して曰、謹檢するに、博多は是隣國輻輳の津、警固武衛の要と云々。又曰、貞觀十一年六月十五日、太宰府モリス言、去月二十二日夜、新羅海賊乘二艦二艘、來三博多津。同十二年二月、八幡・香椎・宗像等に勅使を立らる、其告文に、去年六月已來、太宰府上言すらく、新羅海賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天云々。今按に、前に博多となり、後に荒津とあるは、博多・荒津一所なりと云へたり。然ば博多は町をさしていひ、大津・荒津とは博多の船の着く湊をさしていへるなるべし。僧萬里が梅庵集に、送超公然叟歸省詩序云、超公然叟、石城人、其境有鳥津、有十里松、註云、石城、即筑前博多也、鳥津、又號冷泉津ト、といへり。唐土の書には、博多を霸家臺・花旭塔・八角嶋などと書り、是は別に名付たるにはあらず、博多の和音を聞いて、かくの如く書る也。海東諸國記にも、博多、或は冷泉津と稱し、又石城府ともいふ由見へたり。日本に、上世より異國舟來りつどひし所にて、太宰府に近ければ、往古より繁榮の地なる事むべなり。太宰府は九州を司ざれる宦府にして、殊に異國より來れる渡り口なれば、西方の外藩として、武備を專になすべき地なる故、武士を多く集め、兵器を多く納めらる。太宰府は海濱に遠ければ、博多の海邊に藩營ありて、兵衛の盛なる事を、異船の人にしてしけるならん。續日本紀、光仁天皇寶龜十一年の勅に曰、筑紫太宰府僻居西海、諸藩朝貢舟楫相望、由是簡練士

馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常、といへり。古老の言傳へには、天智天皇、皇太子にて西國に下り玉ひし時、博多にも行啓あり。此時の例なりとて、博多の富商の家作りに、輿宿所といふ事あり。今はあやまりてこしやどいふ、其製は、床を前ひきくして、奥に一段高き所あり、是御車の轍ナガのつかへし故に、前を低くせりといへり。朝野群載第二十卷、博多津に中華舟の來りし事を朝廷に告る申文あり、其文に云。

言上

新來唐船一隻子細狀

申請申文事

右件唐船、今日酉ノ時、筑前國那珂郡博多津志賀島前海セリ到來ハイバ者任ハシバ先例ハシバ子細言上如ハシバ
件、以テ解ダス。

長治二年八月廿日

鎌口田吉任

本司兼監代百濟惟助

長治は、人王七十三代堀川院の年號也。右の記せし所を以て見れば、唐船入津の時毎に如レ斯言上せしるべし、警固所であるは、此津の守護人の居所ならん。又大明の茅元儀が著す所の武備志日本考に、國に三津あり、皆商船の聚る所、海に通る江なり、西海道に坊津、薩摩州に花旭塔津、筑前州に洞津

伊勢州に屬三津只坊津を惣路とす、客船往返に必寄る。花旭塔津を中路とす、地方廣瀬にして人烟湊集する處。中國の海商此所に集らざるはなし。洞津を末津とす、地方、又山城と相近けれ共、貨物或は備り、或は缺、只中津にはあらざるものなし、と書り。實も此博多津は、往古唐土舟のつどひし所にて、吾が日本の國々よりも、各其工物を采て爰に集り、有無を交易せし故に、民生日用の貨、備らずといふ事なし、九州・二嶋・は博多を一都會として來り集り、萬の資用を買調ふ、此故に、市中賑ひ、人民所を得て、繁榮の地なりじとかや。今此所のありさまを見侍るに、東は筥崎の松原に連り、西は橋を隔て福岡につどき南は住吉に隣り、北は海に向ひ、那太の白濱・志賀島・唐泊・能古浦・なご遙にみへ渡りて、海面の詠究りなし。今も他國の商舟爰に聚り、三方は地廣平にして、道、隣國に通せり就中、南は平原の地長く續き、肥前・筑後・豊前・豊後に通して往來繁し、西に那珂川あり、東に石堂川あり、市の中には編戸の民軒を並べ、富人門をつらね、廊^{イナガラ}にはよろづの貨多く、民生日用の食貨乏しからず、且古寺・名刹・又多し、誠に四方輻輳の地にして、天府の邑といひつべし。此所、南北の中程に往古東西に通れる入海ありて、袖湊と號せり、是唐船の入りし湊也、此入海より北を澳の濱と云。今は入海なくなり、其路のみわづかにのこりて、横一間ばかりなこ溝、東西に通せり、今是を大水道と號す。又昔は沖の濱の北なる海面には石疊長く連りて、東は筥崎・多々良・に至り、西は今津に及べり。是は上古より此邊の海濱に、異賊の防ぎの爲、石壁を築しが崩れたりしを、文永・弘安

の頃、蒙古の賊兵屢來りて日本を攻めしかば、防ぎの備のため、石壁を修補したる也。上文續風土記。人王八十九代、龜山院文永五年戊辰閏正月十八日、高麗の使者潘阜・李挺等蒙古國王の牒狀と、高麗國王の書とを捧げて、筑前太宰府に着す、これ日本より蒙古へ貢物をさうべしとの趣なり。初め、元太祖名ハ鐵木眞、後改ニ成吉思汗蒙古國より起りて諸夷を從へ、遂に中華に入て宋・金・兩國を併呑せり。太祖殂して定宗立、定宗殂して憲宗立、憲宗殂して世祖立名ハ忽必烈、憲宗之弟也。此時最盛にして、外夷の朝貢するもの千有餘國、天を極め地を窮て、賓服せざる事なし。然ども惟日本のみ彼に服從せざりしかば、至元三年日本文永三年に當る。其臣黒的・殷弘・といへる者等をして書を齎し、高麗に命じて日本に送達せしめ、貢物を求む、されども故ありて半途より歸國せり。翌年又高麗に命せしかば、今年正月に來朝せり。太宰府より即時に驛を飛して京・鎌倉に告ければ、此時鎌倉將軍は惟康親王、執事^{セシワツ}は北條左京太夫平時宗也^{トモ}やがて詮議ありて、返答にも及ばず、使は追返されけり。同六年二月、蒙古・高麗の使者趙良弼・康允紹等、本州今津浦に着船す。此時も同じ趣なれば返牒なし、博多の彌四郎といふ者をはじめ十四人、蒙使にさし添へ元國に遣はして、其動靜を窺はしめらる。世祖は、たびん、使者を渡すといへども、終に返書なく剩へ使者を逐返さるゝ事を大に憤り、さらば軍勢を渡して攻撃べじとて、至元十一年、鳳州經略使欣都・高麗軍民總官洪茶丘、等をして大將軍とし、女直水軍の兵を合せ、其勢二萬餘、或は一萬五千云々高麗さして發向す、高麗より加勢として、金方慶・朴之亮等八千人を率ひてはせかり、都合三萬餘人、軍船九

百餘艘に打乗て、本朝文永十一年十月五日、對馬佐寸浦に走り着き、即日一島を攻取ぬ、守護代宗右馬允資國、是に死せり。同月十四日、壹岐島落城す、守護代平内左衛門尉經高是に死す。同十九日筑前の志賀・唐泊へ寄來りぬ。かねてかく有べしと期しければ、むかしより博多の北の海つらに、石壘長く連りて、東は、箱崎・多々良瀬・西は、福崎・百道原・姪の濱・生松原・今津に至るまで、異賊の變に備へたりしを、此度俄に修理ありて、面は急に一丈より高く、こなたはのべにして、馬に乗ながら馳上り、賊船を見おろして、さげ箭に射るやうに拵へたり。其の上に鹿垣をゆひ渡し、逆茂木を引かけ、大友出羽守頼泰・同二郎右衛門重秀・太宰少貳入道覺慧・嫡子三郎右衛門景賢・菊池二郎武頼・赤星三郎有隆・已下宗徒の軍兵十萬二千餘人、鎧の袖をつらね、兜鑿の星をかどやかし、家々の旗演風に翩翩として、其間十餘里が程にちみくたり。かくて二十日の巳の刻に合戦初りけるが、賊船を直下に見おろし、拳さがりに矢種をおしまず射出しければ、あだ矢はひとつもなく、將棋倒しに射ふせけり。賊軍是を見て、何かはしらず丸きものを樓船の上より二三百、一度に投かけよるが、鐵丸の迸る事、坂を下る車輪よりも疾く、閃々として雷の如く走り、電の如く激して、陣々に飛散れば、面に進みし味方の兵ばらく打倒され、或は鬚髮を焦し、手足を焼きて、氣も魂も身に副す、其頭未だ日本にかかる兵器をしらざれば、人馬ともに烟に迷ひ、響におびへて上を下へと擾亂し、諸方の官軍一同に破れ、我先にと水城の要害として引退ぐ、賊兵いよ／＼勝に乗、博多をはじめ在々所々に火を

ハナチ縱、金鼓を鳴し、鬨を作て追討にしければ、官軍の死亡數をしらず。かゝる處に、太宰府にありしらての勢、かくと聞より壘ヨコをつくして駆出し、勢ひ驟雨の如く討てかゝれば、賊兵またうちまけ、博多をさして敗走す。初め逃走せし味方の兵も取て返し、馬蹄に塵を揚て逐立／＼攻戦へば、賊軍あまりに狼狽し、船に乘んとこみ合けるほどに、二百餘艘暫時が間に乘沈む。されども日既に暮に及びければ、其日の軍は終けり。扱翌廿一日の朝まだきに海つらを見渡せば、いかゞなりしにや、賊船一艘もみへず、遙志賀島の浪間に舟具や損しけん、船一艘云々漂ひけるを見て、宦軍押よせ悉く撃捕て次第を尋ね間に、前夜數百艘ともに本國へ漕歸りしと云。此俘百二十人、水城の土堤にて誅戮せらる。此時神明かたちを現じて、賊を防ぎ給ひし事、八幡愚童訓、神皇正統記、等に見へたり、詳に参考蒙古襲來記に表出せり。かくて翌建治元年正月、又、蒙古の使、杜世忠・何文著・等牒書を持來る。同七月、牒使又來朝せしを、ともに關東へ召寄られ、九月七日、鎌倉龍の口に於て、兩度の使者九人が首を刎たりけり。元の世祖、是を傳聞て大に怒り、夏貴・范文虎・阿刺罕・洪茶丘・等を大將とし、士卒十萬餘人、高麗の軍貳萬五千を合せて、日本を擊しむ。弘安四年五月廿一日、壹岐・對馬・を侵略し、同廿六日博多の湧に寄來る。かねて待儲し事なれば、九州の諸將及び秋田城二郎・河野六郎・等しばく夜うちをかけて勳功をあらはす。六月廿口日、主上後宇多院神祇官に行幸ありて、敵國降伏の御祈等閑ならず、猶六十餘州大小の神祇に奉幣し玉ふ。七月下旬、志賀嶋前に賊を討て是を敗る。賊船鷹嶋に支界島なり。據る、同晦日或聞七月朔或日さす。颶風大に起つて逆浪天に漲り、雷霆地に激烈す、

賊の軍船岩頭にふれて微塵になり、或は逆巻浪にうち返されて、鯨鯢の腹中に葬らるるものいくばくといふ事をしらず。幸にして嶋に上り命を全ふせしものも、兵糧悉く海底にしづみければ、飲食せざる事三日に及べり。漸く風波も少し静りければ、范文虎等の諸將、破れ残りし船を擇んで乗歸る。路にのこりしものは、船なればせんかたなく居たりしが、諸人相計て、張百戸をいへる者を大將となし、嶋の木を伐り、船を修復して歸らんと議しける程に、官軍數百艘にておし寄攻戰ければ、賊徒數をつくして討取、殘兵二萬餘人を掲捕て凱陣し、那珂川のはとりにて悉く誅せらる。其中、只三人をゆるし、此趣を語れどて、本國へぞ返されける。賀曆戊寅年、元貢に命じて、文永・弘安・蒙古入寇の始末、和漢の書に載たるをあまた校合し、参考蒙古襲寇記となづけて此處には其大概を記しね。續風土記に曰、其後天下亂國となりて、九州には殊に合戰やむ時なかりしかば、全部五冊著し侍りし故。

博多も回錄に及びしどかや、天文十七年にも博多炎上しぬ。永錄十二年五月十三日此處にて、大友宗麟の兵と、毛利元就の勢と合戰ありしが、大友はもとより博多に在陣す、中國方の勢は立花山を下り箱崎松原に備へを立、足輕をかけ、津内を放火せしとなん。かく度々に焦土となりしが、居民おののおの安住せず、民の竈も數へりて、其後はあるかなきかの如くなりしどかや。又其以前、大友家繁榮の時は、袖の湊の入海より南を守護領と號して、大内氏より治む、沖濱は大友家の領なりしどいへり。海東諸國記には、博多の居民萬餘戸、小貳殿・大友殿・とわかつ領せり、小貳は西南四千餘戸、大友は東北六千餘戸と有。此海東諸國記は、朝鮮人の筆作にて、成化七年に成れり、我朝の文明三年に當りぬ。

此時の所治、如斯なりしにや。其後、大友氏と大内氏と此地を争ふて合戰せし時、度々焼失し、其の後天正二年、大友家と龍造寺と數度戦ひありしかば、わづかに残りし民屋さへ、又兵火に焼れて、焦土となりぬ。今按、天正十四年薩摩の兵、立花の城を攻し時も、亦津中炎上せり。 住駒し里の立去難く思へる者は、藁屋を結ひ、むかしを慕ふ輩もありしに、天正十五年春三月、豊臣秀吉公、島津義久の服せざるを攻んとて、九州に下向し玉ふ。島津程なく降参ありしかば、歸り上らせ玉はんとて、六月三日、宮崎に至り玉ひ、二十餘日逗留し玉ひしが、同十日博多の趾を見玉はんとて、南蠻船に乗り、博多に至り玉ふ。同十一日、秀吉公博多の町を建んとて、指圖をかよせ玉ひ、翌十二日より町割をし玉ふ。其經營を黒田孝高に仰付らる。奉行は瀧川三郎兵衛・長束大藏太輔・山崎志摩守・小西攝津守・石田治部少輔・等地、下奉行三十人あり、此所の老人どもを呼出し、博多の町を十町四方に定め、堅・横・の小路をわりて、民屋をいとなみ作らせらる。其頃、秀吉公、箱崎に久しう逗留し玉ひし時の連歌に、

博多町幾千代までやつのるらん

其句に、黒田孝高の叔父小寺休夢つがれける、

立ならへたる門のにきはひ

今按に、本州の士、能勢頼實が著す處の黒田年譜に、六月五日、秀吉公太宰府に詣玉ふ、七日、博多に至りて留滞し玉ふ、十八日、箱崎に詣玉ひて淹留し玉ふ事十餘日、七月朔日、宗像郡赤間ノ驛に到

玉ふと云々。此説謬れり。博多は去年兵火の爲に焼亡して赤土となり、逗留し玉ふべき家にては有べからず、且、十八日箱崎にいたり玉ふといふもの、固非也。神屋宗湛日記云、丁亥六月三日、薩摩よ被成還御、筑前國箱崎の社内に、關白様御陣被成しに依て、同七日の晝松浦唐津より參上仕て箱崎に着八日に、關白様に御目見へ仕候也、宗及老御取合、同十日、關白様博多の址可レ有ニ御説とて、社所の前よりフスター雲南蟹船に乗めされ、博多に御着候、御舟に乘者は、ハテル兩人、宗湛、其外小性衆也。博多の濱にて御進物を上らへば、其内、銀子壹枚ばかり召上、其外の物は博多に被下候也。同十日より博多町奉行に仰付られて、十二日よりの町割也。博多町奉行衆之事、瀧川三郎兵衛どの、長束大藏どの、山崎志摩どの、小西攝州、此五人也、下奉行三十人あり云々。又、十三日、十四日、箱崎にて茶會ありし事見へたり、是を以て、的證とすべし。又黒田年譜に、是より先、博多の商家兵火に罹りて、市店賑ふ事なし、秀吉公博多に至り玉ふ時、命すらく、故の如く家居をなさしむべしと、然れども、市蹟・家蹟・分明ならざる故に、吏人是をなやめり。久野四兵衛孝高公の家臣是を聞いておもへらく、是は容易事也と、吏、是を聞いて、秀吉公に告、秀吉公乃四兵衛に命じて曰、蚤く是をなさしむべしと、四兵衛即津中の井を搜り求め、是を用て封域を究む、故に市中の堅・横・家跡・たちどころにしる事を得たり。秀吉公曰、嗚乎夙智なるかな久野と云々。京都の樋口高運が武家高名記にしるせる處も頃の考古學雜誌に載す(水城)。

合は、傳寫の謬にや、前後せり。宗湛日記曰、關白様、宗及所に御會、寺屋也。御相伴は三松様・休夢・兩人、中略 右御茶過て、又、關白様花を御いけ候也、坐中の衆どつと感せられ候。其後向ふ休夢陣屋にて御袴など脱せられて、又御出被成、一折せんづかと御誕にて、

御發句

しほかまの濱邊涼しき窓の前
立よるかけのしける松竹

上 樣

關の戸を明て此句忘れし

上 樣

この後附合に

たてならへたる門のにきはひ
博多町幾千代までや津のるらん

休 夢

上 樣

凡博多は、往古異賊防禦の所にして、且、太宰府への通路なれば、北を外面とし、東西を横とせり、

南の方の外郭には、横二十間餘の濠をほれり、瓦町の西南の隅より、辻堂の東に至る、是を南方の要害の固めとす、其土堤今もあり、是は臼杵安房守鑑慶がほらせたる堀なればとて、房州堀とぞ號しける。(下文房州堀の所に委しく、又、西面の濠も、むかしは瓦町の内より袖の湊まで、南北に通りてありしが、

いつの程にや埋もれて、今はわづかに残り、片原町の内に在。博多の南方に門を建たる所をば、今も矢倉門といふて、其名のみ残れり。第二卷合せ考ふべし。秀吉公の此國を再興し玉ふ時も、奉行人、かゝる故實をたづねて、南北を縦として道を廣くす、屋宅も多くは富人居れり、是を本町とす。縦町凡九筋あり、むかし太宰府に通し、且又、唐船の着し海邊に通する爲に、南北の道を廣くせしなるべし。東西を横とし、道も狭くして、富人は稀也。長政公、福岡の城を築き、東西に外郭を構へ、大門をひらき、博多より石堂口を出て箱崎に至る、是他國往來の通路なりといへども、博多の内、道の幅は東西にて横町なれば、舊によりて幅狭し。秀吉公、かくの如く廢たるを起し、絶たるを繼て、博多の町を建玉ひしかば、再び世に出たる心地して、おの／＼本土に立歸り、おもひ／＼に居宅を立並べ、人のあつまる事もとの如し。其後、世既に無事に屬しければ、人々安堵の思ひをなし、近きものは悦び、遠き者も猶來り集りしかば、いよ／＼むかしに立かへる繁榮の地ぞなりにける、天文廿一年より博多に異國の舟絶て來らず、此時より袖湊も漸あせて埋もれり。長政公此國を初めて領し玉ひし慶長五年まで、わづかに四十九年なりしか、此時袖湊は既になくなりぬ。土地變遷の速なる事かくの如し。天文廿一年より今元祿十三年までは、凡百四十九年になりぬ。其後、大友義鎮威勢を九州にふるひし時、豊後の府内に異船を着けたり。又其後、紅夷の舟は肥前の平戸に着ぬ。長崎に大明及び諸夷の舟の來る事は、又其後の事也。秀吉公、天正十五年小早川隆景に當國を賜りし時、博多はいにしへ唐船のつきし考證に備ふ。本書大高檀
紙に書り。

定

筑前國博多津

一、當地におひて諸問諸座一切不可レ有レ之事。

一、地子諸役御免之事。

一、日本國津々浦々に於て當津廻船自然損義モトノク雖レ有之違亂妨レ可レ有レ之事。

一、喧嘩口論於レ仕者不レ及ニ理非ニ双方可ニ成敗ニ事。

一、誰々によじず此所本書分明ならず。停止之事。

一、出火附火其一人可ニ成敗一事。

一四

一、德政之義雖レ有レ之當津可レ令ニ免許一事。

一、於ニ津内ニ諸給人家を持義不レ有レ之事。

一、押買狼藉停止之事。

右條々若違犯之輩於レ有レ之は忽可レ被レ處ニ罪科ニ之由候也。

天正十五年六月日印

捷

今度大明國御動坐に付て、國々海邊筋、其外軍勢陣取之在々地下人百姓等、家を明捨、令ニ逃散ニは可
レ爲ニ曲事ニ、宿々町なみ如ニ有來ニ商賣可レ仕、自然陣取往還諸人或押買押賣、或亂妨狼藉ノ輩、可レ爲ニ
一錢切ニ、其外狼藉ノ義於レ有レ之者、如ニ御法度ニ可レ被レ加ニ御誅罰ニ者也。

天正廿年正月五日 御朱印

定

一、軍勢於ニ御方地ニ亂妨狼藉輩可レ爲ニ一錢切ニ事。

一、於ニ陣取火を出す族在ニテは其ものをからめ可レ出候自然逐電せしめば其主人可レ爲ニ曲事ニ事。

一、薪ぬかわらさらし以下亭主に相ことはり可レ取レ之事。

右條々若於ニ違犯之輩有レ之は忽可レ被レ處ニ嚴科者ニ也。

天正廿年正月日印

定

筑前國博多津

一、往還之輩一宿木ちんの事、一人に一文馬一疋に二文宛取て宿をかすべき事。

一、ぬかわら薪さらし以下一切不可レ出レ之事。

一、町人百姓に對し非分申懸は一錢切たるべき事。

右條々於ニ違背族ニは掲捕可レ上レ之、可レ被レ加ニ御誅罰候ニ、若見隱シ聞隱スニ付ては以後被聞召候とも其處々町人百姓可レ被レ加ニ御成敗ニ候也。

文祿二年正月日印

右は神屋宗湛が裔市兵衛が家に貯ふる處也。又、博多再興ありし時の御奉書に曰。

今度依ニ御誕ニ博多再興之儀に附て、彼町人還住の輩、何分儀雖レ有レ之、諸役可レ被レ免除ニ旨被ニ仰出
候條可レ被レ得其意ニ候事第一也。恐惶謹言。

卯月廿三日

石田治部少輔 三成判
大谷刑部少輔 吉隆判
安國寺惠瓊判

一五

龍造寺民部太夫殿

原田彈正少弼殿

立花左近將監殿

宗像才鶴殿

今按するに、是天正十六年の事なるべし。右の本書横折也、西村増右衛門さいひし者の末葉、中小路町新右衛門、是を持
寺の庫内におさめ置り云々。新右衛門剃髪して淨空モトノマ寺號す。又、遠賀郡吉木村の里正原孫衛門といふ者の家に貯へし古文書一通、いたづがはしけれども、いにしへ博多は守護不入の所なりし事をしらしめんがため記し侍る。

謹て言上仕候

一、今度津内之義守護不入之由被仰出候段誠以辱奉存候事。

一、去夏 御下向之刻宗室を以不入之段被仰聞候、其後伏見より至、宗室御書ちやうだい仕候、彌辱奉存候處、至津内種々之義御仰付候條、津内いづれもめいわく仕候、如レ此御坐候時は、御上洛以後萬に付無ニ心元有レ之候間、以來御置目之御墨附をなし被下候はゞ萬々年可致ニ安堵候事。

一、津内出作分之事、御上洛以後伏見より之御書に、殿様御下向迄相待申候べく由被仰下候、存ニ其旨候處、津内百姓等被召寄、出作分之御年貢請狀之義、則時々仕るべく由きびしく被仰付、其請狀之辻を津内年寄ども、御かし米之内に請て判形仕るべき由にて、一日一夜めしこめられ、餘り

きびしく被仰附候條、かなはすながら判形仕候、然處に至、百姓土貢さいそく仕候へば、あれ地過分に御坐候在處に、又御年貢を過分に被仰懸之候間、御年貢も然々納不申候、其故百姓等もめいわくいたら、あまた津内をにげさせ候、如此候時は此御年貢之事、津内年寄共として、此請狀之辻取立可申事も罷成間敷候由、度々越中殿迄御佗言申上候へば、連判之請狀を、はや殿様へ懸御目候間、於子今は御佗言も不罷成候由被仰候條、誠にくわんたいながら此趣申上候、おなじくは如前々、直に被仰付候ば、生々可目出度候、此等之義可然候様に御取合奉願候、恐惶謹言。

十一月三日

博多津中印

八十島助右衛門殿

今按に、右の書中に、殿様あるは石田治部少輔ならんか、然ば慶長初年の事なるべし、いかにとなれば、天正十五年、秀吉公此國を以て小早川隆景に賜はりしに、國を治めらるゝ事八年にして、文祿三年其養子秀秋にゆすりて、其身は備後の三原に隠居せらる。秀秋天性昏暴の人にて國政たゞしからざりしかば、秀吉公是を聞玉ひ、隆景逝去の後國を沒收し、慶長二年に越前の府中にて十六萬石の地を賜ひ、彼地に移らしめ玉ふ。しかりしより、此國にはあるじなくなりし故、石田治部少輔三成を代官として、三年の間かりに國政をとり行はしめ玉ふ。此故に今も國中處々に三成が下知狀・證文・等あまたあり。されば殿様あるは石田にして、八十島は渠が家臣なるべきにや。其後慶長四年正月、東照君の

博多まで送り來りてよめるなるべければ、附會に近し。

海 部 郷

れど袖の湊さよめ
る歌なし定家卿の頃よりや袖の湊さ
はうちまぜて云ひ
し唐士舟のよるの
袖の歌に千鳥鳴く
袖の湊をさひこか
し唐士舟のよるの
れさめに

源順和名抄に出。續風土記云、博多・福岡・の海邊をいへる成べし。
中 島 郷

冷泉の號は正平の頃銀治貞盛が筑前冷泉貞盛と彫りたる由校正銘鑑に見ゆ信果按するに龍宮寺の條下に後堀河院貞應元年人魚を獲し時勅使さし

和名抄にみへたり。博多吳服町の邊を、近世までは、中島といひしがや。されども、それはむかし、袖の湊と海との間に在し故なり。此邊は海部の郷なるべし。中島の郷といひしは、那珂川と比恵川との間をいへるなるべし。

冷 泉 津

中むかし、博多の入江より人魚を網し得たりしかば、則朝廷に奏問しけるに、勅使として、冷泉中納言といひし人、下向し玉ひけり。しかりしよりこのかた、土俗、博多をさして冷泉津とも號せり。委じき事は、龍宮寺の條下にしるし侍る。今俗に、博多冷泉津と書は、重複といふべし。

石 城 府

僧萬里が梅庵集に、博多を石城といふよし侍り。又朝鮮の書にも出たりむかし、博多の海濱に石垣を

築きて異賊の襲來に備へけるによりて、かく名けしなるべし。

鳥 津

梅庵集註云、鳥津、又號ニ冷泉津。

花 旭 塔

博多を云、圖書編に見へたり。又武備志にも見ゆ。

八 角 嶋

圖書編にみへたり、則博多也。

法 哈 隅

蒼霞草に見ゆ、博多の事也。已上の四名、唐人の稱する所也。是別に名つけたるにはあらず、博多の音をかりて、かく書るなり。

中 津

武備志に、花旭塔を以て、中津とせり。所謂日本三津の内にして、薩州坊津・勢州洞津・の中路なるが故に、しかいへり。

いにしへ、異賊のふせぎの爲、箱崎より博多・福崎・生の松原・今津・邊まで、石壁を築けり。されば菅相丞の御歌に、「箱崎や千代の松原石たゞみ崩れん世まで君はまじませ」と詠玉へるは是也。福岡の城經營の時、石壁を築くために取用られて、今はなし。然ども、妙樂寺前町濱側の地を堀ぬれば、なほ石垣残れりと云。又其石毎に、豊前・豊後・或は、筑前・筑後・肥前・肥後など、九州の名を刻めりとかや。是は修補の時、かくせしなるべし。文永・弘安の頃、蒙古襲ひ來りし後は、博多の津の警固怠らず、石壁修補催促ありし文書等、國中所々にあり、其一書云。

筑前國役所博多前濱石築地破損之事

今年正月廿五日、御教書案如レ此、早任^ト被仰下候旨^上、向役所^ニ云^ニ破損^ト、云加^ニ作^ト、可^レ被^ニ其功^一候、仍執達如^レ件。

正和五年二月十二日

柳定禪地頭殿

正和は後三條院御時也。又曰、御宇乾元二年^{即嘉元元年也。}閏四月十七日、九州に命じて石垣をつかしめられし事、舊記にみへたり。今按に、^{松下氏の異解曰ト傳に、}天智天皇三年、水城の要害を築かせ給ひしを、博多海邊の石壘^{と同しく記されしは、政謬^ト云ヘシ。}貝原先生、築石といふによ

りて、筑紫の說有、又、古人の數說、先に蒙古軍談^{即蒙古入寇に記なり。}に載侍りし故、今は略せり。

大水道

蓮池町入定寺、本岳寺の間より、川端町鏡天神のかたはらまで、東西に溝通れり、今、是を大水道^{云。}いにしへ、袖の湊の入海の址也。貝原翁曰、天文廿一年より、異國の舟絶て來らず、此時より袖湊も漸あせて埋もれり。長政公此國を初て領し玉ひし慶長五年まで、わづかに四十九年なりしが、此袖湊は既になくなりぬ、土地變遷の速なる事かくの如し、と。今按に、此入海は自然に埋もれたるにはあらず、人力を以て埋められし也。或記曰、博多、中の海埋められしは、慶長五年正二月の事也、其頃、市中焼て廣野となりしかば、國主金吾中納言秀秋、桂主水^ト三井四郎衛門^トに命じ、其焼灰を以て入海を埋められしが、又、湊橋も焼落たりしを、三間短めて懸たり。同十八年の冬、長政公、寺田茂兵衛・坂井六兵衛^トに命じて、先年埋め残せし處をうめ、其上に町家を立て、湊橋をも又みじかめ掛直させ玉ふ云々。此說を以て證^トすべし。又、熊本氏おもへらく、いにしへ入海ありし跡は、今博多の東南の外郭、田となりし所にて、今、大水道^トいへるは、房州堀なるべしと。是は大なるあやまり也。白杵安房守が濠をほりしは、博多の外郭要害の爲也。市中に濠を構へて、何の益あらんや、殊に房州などが住せし處は、矢倉門なりしと。論するにも及ばず。もし此溝を以て入海の跡とする時は、沖濱の地狭くして、彼海東諸國記にいへる、西北四千戸の説にかなはず、とおもへるか。今、

方十町の境地なれども、町並によりて屋敷の入りの間數、三十間に餘れる處多かれ巴、往古繁榮の時、透間もなく民屋作り並べしならば、さばかりの戸數にも及び侍りぬべし。たゞへば、今長崎のごときも、境地は博多より狭しいへども、甍を並べ、軒をきしりて、所せく家造せし故、民戸は四千に餘り、窓は壹萬に及べりと云。是を以て見る時は、此溝より西北、何ぞ四千戸の地にあらずといふべけんや。加之、海東諸國記は、吾邦の書に非ず、朝鮮人の作れる處なれば、徵とするにたらず。世の人、往々かの説を以て、博多の考證とせるは、未だ深く思はざればなり。又、東町・吳服町・西町等の地は、甚低くして、魚町筋・石堂筋・は高し。是むかし入海なりし時、南北の兩岸なりし事、いちじるし。殊に、西町・吳服町・邊の地を穿つ事深ければ、漂浮、或は船具の類出る事多く多し。是又其證也。此水道、吳服町東側、今は埋もれて平地となれり。是は年行司なりし勝野次郎右衛門といふ者、水難を恐れ、公訴して、おのれが宅地にある所を埋みけるとなん。それより流水東西に貫通せずなりぬ。明和元申年七月、今の家主松屋利八は、此水道は元來古跡なりしに、勝野氏が所爲にて埋め置るよし、本意ならざる事也とて、本の如く決り通さんよしを、公に訴へけるに、町奉行、森氏・時枝氏とともに巡見ありて、願の旨を許し玉ふ。猶又雜用の類として、銀子を賜ぬ。是より、己が屋下を埋樋にして、裏手東町の堺まで、貫通する事を得たり。惣じて東西の水筋、所によりて廣狹淺深あり。

見 渡 關

見渡關の名、諸書におゐていまだ見侍らず、只九州軍記に處々に出たり、又古圖には、今の作り出町の東、堅粕村の西にあたりて、見渡關あり。しかれども、其址さだかなならず。文明の頃、宗祇法師の筑紫記行にも、刈萱の關の事は書たれども、此關の名はあらず。按するに、むかし府大道より、博多へ往來の非常をいましめん爲に、假に關所をもうけしるべし。

警 固 所

續風土記下、警固村の條下に、いにしへ警固所爰にありし故、其村に名附しにや、もし警固大明神鎮坐の地なる故、村の名とせるにや、と有。今按に、那珂郡に上警固岩戸郷にあり。下警固薬院村の西にあり。といへども、博多を距事遠ければ、警固所の有べき所にもあらず、太宰府海邊に遠きを以、いにしへ異國舟の着し時は、博多に藩營ありて在番し、武備を専らにして、非常に備へぬ。太宰府言上の口牒、前にしるせるが如し。又怡土郡雷山に傳れる古文書云。

筑前國住人原田伊勢守種貞謹言上。

博多津警固番役之事、自今月十日同廿日迄

令勤仕候訖、以此旨御披露可_レ被_レ下候。

曆應二年十一月廿日

大 藏 種 貞

所當宗眞言之本寺也信果按談議所毎州置之ざあれば當國にも談議所有しなるべし今慶して知る由なし性空上人の説法ありしも其談議所にて有しも知るべからず又西蓮法師も談議所を唱へし寺の法師なるべし校正銘鑑に建治の頃の人といへり國吉法師西蓮文保元年と彫たる作あり

めらる、今肥前堀といふ是也。其後、勝茂を當國に遣はし、如水公のかたはらに侍坐して、教諭をうけしめられぬ、是は實に人質の心なりしかや。しかれば、其時この屋敷に寓居せられしなるべし。後に堅粕村松の内といふ所に移り住せらる、今の鎌田氏の居宅則是也。

房州濠

大友の家臣白杵安房守、博多の南方の外郭に、横二十間餘の濠を掘れり、瓦町の西南の方より辻堂の東に至る。明暦のはじめ、やうやく田となりしかど、其堀の形残りて、今もあらはにみゆ。又、西面の濠も、むかしは瓦町の内より袖添まで、南北に通りてありしが、いつの頃にか埋もれて、今はわづかに残りて、川端町の内に在。此安房守は立花道雪の母養孝院の兄也。大友氏の命を受て、天文より元龜のはじめまで、志摩郡柑子岳の城に居、志厚郡の政所と號して、郡中の事をつかさどる。道雪、立花の城に移りし後、たすけの爲博多に砦を構へ、濠をほり、鑑賤を置き、柑子岳には其弟白杵新介鎮賤を置れぬ。鑑賤・鎮賤ともに天正六年十一月十日、日向國耳川の役に、薩摩の兵と戰ひて討死せり。別本續風土記に幕末新介後に安房守鎮賤と云、柑子岳には其弟進士兵衛を代りさせり。さあるは非也。進士兵衛は鎮氏と云て、鑑賤・鎮賤等の弟なり。

宗也濠太屋濠

博多記に、徳永宗也がほれる堀は、日水庵の傍にあり、太屋基が堀れるは辻堂町作り出、承天寺の脇にありし云。今按に、此説疑ひなきにあらず。宗也堀・太屋堀ともどに白杵氏が堀たる處也。思ふ

に、安房守が濠を構へし時、徳永・太屋など手つだいせし處にて、彼等が名の遺りしにや、いぶかし。この太屋といふ者詳ならず。追て考ふべし。

那珂川

日本記に、讐川とある、是也。源は那珂郡五箇山の内大野村、早良郡板屋村、那珂郡西畠村より流出、中流にて岩戸川と云、蓑島・住吉・を経て、博多の西鯛町と中島町との間を通りて海に入。

石堂川

石堂川、一名今川と云、比恵川の末也、源は御笠郡思川・染川・白川・又、武藏村より流出、むかしは此川、博多と住吉との間を通りて、那珂川の末に落合ひしが、川の流西にめぐりて、洪水の時水勢あらく災多しこと云。故に今川と名づけしと云。按に、此所上古は入海ありしなるべし。堅粕村のあたりは瀉洲といひて、斥地なりしと云。瀉洲・堅粕・其となへ相近し、故に後改めて村の名とせり。元祿年中、此村の前なる封疆、洪水に崩れたりしに、底には藻屑・貝殻の類ありしといへり。しかば、中むかしより埋もれりしこや。追考、貞享五戌辰年、承天寺の裏、松原の堀切を、川になすべしとの命によりて、役夫四百七十人出るよし、記錄にみへたり。然ば曰杵が濠となし置るを、此時流水通じて、今の川と成たるな

るべし。

管絃橋

管絃橋、一名音樂橋、瓦町の南方にあり。其址、今は田となれり。昔比恵川、那珂川へ流れ入り時、住よしの方より、博多へ往還の道に渡せる橋也。住吉の神輿、吉聖女の社に御幸ありし時は、伶人此處にて音楽を奏しけるにより、かく名づけしといふ。

湊橋

いにしへより入海に架して、湊濱へ通ひし橋也。其址、今、鏡天神のかたはらにある石橋の邊なりともいひ、又、片土居町の石橋ある處也ともいふ。一説に、今の吳服町のあたりを中島といひて、此所に湊橋あり、博多をも中島の郷といひけるよしいひ傳へり。むかし、府大道より湊濱へ往還の順路なれば、左もあるべし。聖武天皇、釋の行基に勅して、諸國の經界を定め給ひし時、此橋の朽ぬたりしを、かけ直せし事あり。詳に佛寺門觀音寺の下にしるせり。本朝高僧傳七十卷曰。太宰府本山寺釋高明ハ播州書寫山性空上人弟子也。住^{ニス}太宰府本山寺。三衣一鉢。不蓄餘資。念佛誦經之外。勤^ニ典建^ヲ。而造^ニ博多橋^{○下略今按}、博多橋ハ即湊橋ナラン歟、又、冷泉橋といへるも、此橋の事なりといふ、是は後世の名なるべし。いにしへ此橋の長さ八十二間ありしといへり。或説には、百二十間なりともいふ。川端の石橋、享保の頃までは三間程の板橋なり、元文己未四年六月、石橋になる。

通津橋

西教寺の門前、寺中町の入口の小溝にわづかの石橋あり、是其址なりとかや。聖福寺十境の中に、此橋の名あり。

石堂橋

石堂川に渡せり、箱崎及び筐栗の驛に通ふ橋にて、長さ二十間餘あり、昔、名島の城よりの博多通路は、箱崎の濱邊より龍の口へ至りしといへば、其頃は橋も北の方にかゝりしなるべし。古老說、龍口といふは、今堅町下、村田與六が屋敷、表口二間一尺五寸、並に町中抱屋敷表口二間一尺五寸の所、むかしは松原への街道也。

中島東橋

和名抄那珂郡に中島の名あれども今の中島にはあるべからず

福岡へ通ふ橋也、長さ二十五間、那珂川の末にわたせり。

同西橋

此橋長さ四十五間、名島の城下多々良川にかゝりし百二十間の橋を、長政公福岡の城經營ありし時、此東西の兩橋へ引てかけしめ玉ひしと云。

犬飼村

當村いにしへ民家ありしなるべし、今其所しれず。慶長の頃も、博多より耕作せしにや、津中の言上

書等、上巻にしるせるが如し。今も保正、及び農人は皆博多に住せる者也。田高、千二百三十二石四斗六升三合、現田數五十七町四反六畝六步、畠高七拾三石六斗一升三合、但、現畠數五町二反三畝八步、外に田畠四反餘壹作畝あり。

博多松原

即箱崎松原にて、千代の松原とも、十里松ともいふ。昔は箱崎も那珂郡に屬し、博多と同郡なりしかば、すべて箱崎松原とのみ稱して、博多松原とはいはず。今は此松原は、那珂郡の内にて、馬出村と箱崎との間を、那珂柏屋兩郡の堺とす。されども名は舊に依て宮崎松原と云。然るに、箱崎村・堅粕村・馬出村の民と、博多の者と落葉をあらそひ、たび々訴論に及びける故、寛文三年、松原をわかつて、六分は博多に屬し、四步は郡地となさしめ玉ふ。左にしるせる處の圖も、其頃定まりしなるべし。近き頃まで、松原本木屋とて、落葉を支配する者、茶屋の東の方に住せり。年行司掌りて、年分に僅の上納銀あり。然るに元文の頃、郡より數倍の銀を公納し、一圓に所務せん事を願ひければ、免許せしめらる。又、松原西北の方、堀口村の側より、東北馬出村の側までは、光之公より崇福寺に寄附し玉ふ。又、此松原の木は、いにしへよりみだりに伐採事、堅き制禁也。大友宗麟、及び石田治部少輔等の條目あり。又、慶長十七年卯月廿二日、長政公より小堀久右衛門に命じ玉ふ掟云。

博多松原番之事

一、松原のかわたに役を免し、松木の皮をはきし者、とらへ候得と可申付候事。

一、松の皮はき候を不_ニ告來_ニ内に目付之者見付候はかわた手前より爲_ニ科代一本に付百文宛可_レ被召上_ニ候事。

二日小堀久左衛門
より被仰出也

石田治部少輔法令云。

箱崎松原之事、かれ木、ゑだ木、をもどるべからず、若たち木並えだをもきりしものあらば、見つけ、きつけ、次第_{名島}なじまへつげきたるべし、可_レ加_ニ成敗_ニ候、つげきたるものにはほうびすべし、又見かくし、きかくし候はど、其身の事は不_レ及_レ申、かくし候ものよじゆうるいども可_ニ成敗_ニもの也。

慶長三年七月五日

治部少輔印

博多町通路並町名

凡九流百九町

外柳町寺中町新茶店附

東町流

四〇

總合家數	二百八十一軒内寺四ヶ處
同 間數	千五百四間二尺八寸五步
西町流 十一町	<small>昔は馬場町の上を大工町といひしが今は其名絶たり。</small>
萬行寺前町	<small>馬行寺此町に在し故名づく。</small>
竹若番	同 同 三十七軒
箔屋番	同 同 三十九軒
西町上	同 同 二十八軒
<small>西町は宗湛が初めて取立し處なる故、宗湛町さもいふ。</small>	
西町下	同 同 三十七軒
藏本番	同 同 四十五軒
<small>むかし藏本此處に在し故、町の名さず先に委し。</small>	
奈良屋番	家數 三十五軒
<small>奈良屋九兵衛さいふ者居たりし故、町の名さず。</small>	
奥小路町	同 同 四十二軒
古溪町	同 同 二十四軒
<small>古溪和尚といひし人、此町の大同庵に住せし故名です。</small>	
芥屋町	同 同 二十七軒
<small>初め、芥屋浦の者、此所に假小納屋を作りし處なりと云。</small>	
總合家數 四百十四軒内寺三ヶ處	同 同 六十三間六尺一寸五步
同 間數 千百六十六間七寸五步	同 同 五十八間六尺三寸五步
土居流十一町	同 同 二十二間半
櫛田社家町	家數 十五軒
大乘寺前町	間數 百二十一間九寸五步
土居町上	同 同 百九間二尺七寸
土居町中	同 同 百二十五間三尺四寸
土居流十一町	同 同 百十九間一尺七寸

土居町下	家數 三十三軒	間數 百十五間四尺一寸
行町	同 四十八軒	同 同
濱小路町	同 三十一軒	同 同
西方寺前町	同 四十七軒	同 同
片土居町	同 四十四軒	同 同

又櫛挽町とも云、櫛工住する故也。

川口町	家數 三百九十八軒内 同 間數 千三百五十五間一尺二寸	間數 八十間五尺七寸
新川端町	同 十三軒、社家 總合家數 三百九十八軒内 同 間數 千三百五十五間一尺二寸	同 同
川端町上	同 三十七軒	百七十九間九寸

須崎流十六町	家數 二十七軒	間數 七十四間三尺
掛町	同	同

むかし、入海ありし時は、此町の南方織作
りの家なりし故、町の名せりと云ふ。

麹屋番	家數 三十一軒	間數 七十八間五尺七寸
橋白町	同 十五軒	同 同
川端町上	同 二十一軒	四十間一尺五寸五步

元祿の頃までは片原町といへり。

川端町中	家數 三十三軒	間數 一百二十七間七寸五步
新川端町下	同 五十五軒	百五十八間一寸
須崎町上	同 五十八軒	八十六間九寸五步
須崎町中	同 三十三軒	九十三間二尺五步
須崎町下	同	九十六間四尺六寸五步
鰯町下	同 三十三軒	七十九間三尺三寸
對馬小路町上	同 三十四軒	一百十九間四尺九寸
對馬小路町中	同	四十二軒

此済に對馬侯の藏屋敷あり、このゆべに町の名さす。

四四

對馬小路町下 同 三十三軒

妙樂寺前町 同 三十六軒

古門戸町 同 四十四軒

惣合家數 五百十六軒内 二軒寺
一軒馬次所。

同 間數 千五百十五間五尺九寸

魚町流九町 同 百五間六尺四寸

西門町 家數 二十四軒

中 小 路 町 同 四十一軒

魚町上 同 三十八軒

魚町中 同 二十七軒

魚町下 同 二十五軒

店屋町上 同 二十三軒

店屋町下 同 二十二軒

古小路町 同 三十軒

中島町 同 六十三軒

惣合家數 二百九十二軒

同 間數 七百四十六間三尺五寸五步

蓮池町 家數 二十一軒

石堂流十一町 間數 四十二間三尺八寸

此所に在し故名づく。外ニ二十二間一尺 明光寺。二十七間三尺 善導寺。九間四尺三寸 本奥寺。

十四間五寸 本長寺。二十間五寸 妙典寺。十九間 法性寺。十五間五尺六寸 本岳寺。三間

入定寺。十一間 撲擇寺。二十三間 一行寺。三十二間五尺八寸 海元寺。二十九間三尺 正

定寺。

惣合寺數 十二ヶ寺 間數 二百二十七間四尺二寸

立町上 家數 二十六軒

間數 五十五間三尺八寸

四五

むかし、此所を龍の口といひしさかや、然は、

龍立と訓同しき故、今立町といふなるべし。

四六

立町中 同 同 同 同 同 同 同
立町下 五十八軒 五十七軒
金屋町上 同 同 同 同 同 同 同
金屋町下 二十八軒 二十一軒
金屋町横町 同 同 同 同 同 同 同
金屋町下 三十四軒 二十二軒
宦内町 同 同 同 同 同 同 同
宦内町下 三十六間三尺四寸
宦内町上 五十間一尺二寸
中石堂町 同 同 同 同 同 同 同
中石堂町下 二十一軒 二十二軒
中石堂町上 六十一軒二尺一寸
中間町 同 同 同 同 同 同 同
中間町下 二十五軒 二十九軒
中間町上 三十一軒 三十一軒
綱輪町 同 同 同 同 同 同 同
綱輪町下 九十二間三尺八寸
綱輪町上 五十八間一寸五步
厨子流十三町 同 同 同 同 同 同 同
厨子流十三町 家數 二十四軒
奥堂町中 同 同 同 同 同 同 同
奥堂町中 家數 二十二軒
奥堂町下 同 同 同 同 同 同 同
奥堂町下 間數 六十間五尺三寸
櫛田前町 同 同 同 同 同 同 同
櫛田前町 間數 七十四間四寸五步
今熊町 同 同 同 同 同 同 同
今熊町 間數 七十間二尺五寸
普賢堂町上 同 同 同 同 同 同 同
普賢堂町上 間數 七十四間三尺八寸
普賢堂町上 同 同 同 同 同 同 同
普賢堂町上 間數 五十八間四尺七寸
今熊權現さて、熊野權現を勧
請せし小祠有、故名づく。
普賢堂ありし故名づく。
普賢堂ありし故名づく。
普賢堂ありし故名づく。
普賢堂ありし故名づく。

普賢堂ありし故名づく。
普賢堂ありし故名づく。

普賢堂ありし故名づく。
普賢堂ありし故名づく。

四七

普賢堂町下 同 二十六軒
桶屋町上 同 三十四軒
桶匠多く住する故、町の名とする。

桶屋町下 同 同 同 三十五軒
赤間町上 同 同 同 三十七軒
赤間町下 同 同 同 三十六軒

途子町上 同 同 同 三十三軒
瓦堂途子と云、七堂の一つ也。

途子町下 同 同 同 三十五軒
むかし、辻堂ありし處故、名づく、七堂の一つなり。

惣合家數 三百八十軒内二軒寺 同 同 同

同 間數 千五間五寸三步 同 同 同

辻堂町上 家數 二十三軒
新町流十町

間數 七十二間三尺六寸

辻堂町下 同 同 同 九十三間三尺五寸五步

馬場新町 同 同 同 五十二間五尺六寸五步
祇園町上 同 同 同 百七十一間六尺四寸五步

祇園町下 同 同 同 百十六間三尺一寸

瓦 同 同 同 百八十間三尺二寸

堅町 濱 同 同 同 二百十九間三尺二寸五步
外二十二間二尺五寸

濱口町 濱 同 同 同 百二十四間一尺四寸

一小路町 濱 同 同 同 九十九間二尺九寸五步

西町 濱 同 同 同 百十五軒四尺一寸五步
惣合家數 六十三軒

惣合間數 三百九十五軒 内六軒寺 同 同 同

津中家都合 一千三百九十八間三尺二寸三步
但寺社並柳免許地共に、元祿の改
に、九千百四拾九間三尺九寸。

惣合家數 三千三百九十五軒

元祿の頃三千
百十八軒。

同 罷 數
同 人 數 一萬四千六百十九人

内 男 八千八百六人
女 五千八百十三人

右人高、寶曆十三癸未所改也。但、仕官の家、及び博多の口籍に載らざる者、此外に多しといへども、是をしるさず。元祿年中計る處の人數、凡一萬九千五百十六人あり。其後、享保十七年、飢饉にて餓死の者甚多かりしより、口數夥しく減じて、いまだ昔に復し侍らず。

津中酒家數	三十六軒	元祿年中に計る處 九十五軒
同 麴屋數	三十八軒	元祿の改に 十八軒
同 船 數	二十七疋	元祿の改に 八十七疋
同 馬 數	九十餘艘	内大船貳拾六艘、但、貳百石より四拾石まで、 惣石高參千貳百石、丸形五艘、漁船六拾餘艘。 元祿の改に大小三百二十二艘。

新 茶 屋

石堂橋の東、吉塚へ行道に在。元文五庚申四月、柾屋等が願に依て追々是を造作す、今家數左右八軒あり。

寺 中 町

聖福寺北側の門内に在、故に俗、寺中と云、倡優の住る町也。是榮西禪歸朝の時、もろこしより從ひ來りし者を、禪師、彌陀經を傳へ、僧衣と珠數を授け、寺地を與へて金松山西光寺と號し、九品宗と號けて、念佛三昧を修せしめけるといひ傳へたり。其遠孫、専ら淫靡の歌舞伎を業として俗人を悅ばしめ、四方に翻ふ、又、茶筌を作りて賣る、京都の鉢叩の如し。此所、はじめは聖福寺の東、禪居庵の邊に在しが、寛文年中今之所に移れりと云。又、箱崎馬出村に寺中町といふあり是は榮西、先づ此所に一字を建立して妙徳寺と號し、暫く住せられしが、其時、かの唐土より從ひ來りし者ともの居たりし處也、今に至て寺中町と云。又、昔より此境内に古作の觀音ありしが、いつの頃にや、盜人奪ひ去りて、今の觀音堂には新作を安置せり。

柳 町

立町の側にあり、戸數十九軒、間數七十間一尺六寸、遊女今八十三人あり。此町、昔は須崎の濱に在、是博多に唐土舟の來りし時の事也。慶長の中頃、今之地に移せり。寛文八年十月、此町薩摩屋より出火ありしにより、夜見世はとどめられしと云。里俗云、むかし、異國より軍船を催して來りし事あり。此時、小女郎といへる妓女、彼船に至り、たばかりて其大將を生捕たりしを、鞍手郡の内に拘囚せり。然るに、もろこしの彼が子供等、是を聞てはるゝ尋來り、頻りに愁訴しけるにより、則許し歸されり。此功によりて小女郎は衆妓の長となれりと云。元貫按に、此事唐船の謠に、祖慶官人が

捕はれとなり居たりし事に相似たり。向陽子の日本百將傳抄に、祖慶を宋素卿が事とす、日本に來りて細川高國に仕ふ、詳に明政統宗・圖書編・武備志等にみへたり。又、柿暖簾を用ひる事も、此時より許されしと云。いつの頃にや、大阪の忘八亦市といふ者此所に來り、柿暖簾を咎めて、青のふいきんにかへよといひけるに、當所はしかくの由緒ある由を語り聞せければ、口を開て歸りけるとかや。或書に曰、京師の遊女町は、其初、天正十七年、秀吉公に、原三郎衛門・林又一郎といふ浪人が願に由て免許し玉ひぬ、其戸に梯染の暖簾を懸る事、もとは官家より許を得たり。又、法式を失して紺暖簾を用る所三幅縫八刀の二所にかうじ革の爪結あり、末代不易の許を得たり。又、梯染の暖簾長四尺もありと云。此説によれば、大阪の亦市とあるは、京市の林又一郎なるべし。凡日本にて、播州室の津を遊女の始めとすといへども、博多は猶久しき事なるべし。大明の茅元儀が武備志にも、博多に女薦閣ありと書り。又福岡城を經營せられし時、中島の石壁の上なる並松は、遊女ともに植しめられ、又、御船幕をも縫しめられしと云。又、長崎丸山の遊女も、其はじめは柳町夷屋よりの出店なりしかや。又、かの小女郎が墓とて、今に艸屋が宅後にあり。按に、猿樂の狂言に、博多小女郎と號し、及び歌舞伎等にも其名あれども、事實詳ならず。

石城志卷之二 終

石城志卷之三

津田元顧校定

神社

凡此卷には續風土記・博多記・及び各社の縁起、並に諸書に散在せる處の説を採用ひて補註を加へ、且人家のしりへに祭り來れる小社等に至るまで、其來歴をかむがへて、今新たにしるせるも少からず。又、諸社に祭る所の神名の如きは、社説と矛盾せる事も有べければ、是を略して逐一にはあらはし侍らす。

櫛田

抑此津は、地方廣瀬にして、人烟湊集する處なれば、古より祭り來れる神社もあまたあるが中に、わきて此御神は津内の生祇ウヌカなれば、御社もいといかめしく、尊みつかへまつる事も、亦他に異也。社説に曰。所_レ祭中殿、櫛田大明神、皇太神宮に從ひて、須臾も離れず仕へ玉ひしによりて、左殿に太神宮を祭る。右殿には乙若子命を祭れりといへども、祇園宮を勧請ありし後は、乙若子命を本殿に合せ祭り

て、今は四坐なりと云々。一説に、當社を櫛稻田姫といへり。然ども、或神學者曰、神代卷に、奇稻田姫の號は、奇は奇麗の熟字にて、麗の字を略せり。又、うつくしといふ和訓を、上略してくじと訓するは、姫の尊容を譽たる語也。此説によれば、當社の號とは異なる事をしるべし。櫛田は、伊勢の地名に本づき、社號となして所々に祭るも、大若子命也。續風土記曰。此社、昔は南向にして、社の前、太宰府往還の通路なりしが、近き世より、社地はもとのまゝにて寅の方に向ひ、御社を改め造れり、鳥居も寅の方に建り、華表は延寶年中、津中の產子より建立、銘は立花氏の儒臣江山少蘊書也。祭る所の神三坐、中殿は櫛田大明神、左殿は天照太神、右殿は祇園大明神也。櫛田社は、人王四十六代孝謙天皇の御宇、天平寶字元年に、河内國の櫛田社を勧請す、故に櫛田を以て本社とす。櫛田明神といへるは、天御中主尊十八世の孫、彦久良伊ノ命の御子、大若子ノ命なり。垂仁天皇の御宇、越の國の兎賊阿彌といふ者を平らげにまかれとて、大若子命に勅して、標劍を賜ふ、則幡を擧て輒く退治ありしかば、其功を賞して大幡主命の名を賜へり。又伊勢にも櫛田の社有。

今按に、倭姫命、皇太神の御神體を奉して、國々を見めぐり玉ひし時、伊勢國にて御髪にさし玉へる所の櫛、田の中に落けるにより、後の人其所を名づけて櫛田と云。大若子命も此時附従ひ玉ひし事、大倭姫世紀、並伊勢拾遺等に詳也。後世、大若子命を其所にいつき祭りて櫛田社と稱す、是を伊勢第一の攝社と云。又爾宜補任云、天照太神御鎮坐之時、爲大神主ト令供奉給。

又祇園社は、素盞鳴尊也。此神、鎮坐の始めは、朱雀院の御宇天慶四年、藤原純友誅伐初度の追討使小野好古朝臣今按、參議小野好古、天慶三年正月、兼追捕兎賊使正五位下左近少將、四年五月一日、從四位下少將如レ元ノ、藤原純友は平將門に組せし朝敵なりし事は前太平記にみへたり。、博多の津にして合戰あり、神の助を祈らん爲、此所に山城國祇園社を勧請せりと云。

今按に、祇園社勧請ありしは、櫛田社御鎮坐より百八十四年後也。九州軍記を按に、小野好古朝臣、博多津にして合戦あり、其功遂難きによつて、東長密寺の法印阿闍梨尊園と心を合せて、山城國祇園大明神を勧請すと云々。續風土記五、那珂郡下云。岩戸郷一の瀬、山田村の伏見社合殿に祇園あり、神體は木像にてふるし、里人の云、昔博多焼亡せし時、此所に祇園の神體を持來りて、當社に納め置しそ云。

天照太神を合せ祭りしは、いつの事にや詳ならず。當昔は、二月十五日に、神輿沖の濱に渡御有て、北狄退治の粧ひ侍りしといへども、今は絶果ぬ。六月七日には、沖の濱に渡御有て留りおはしまし、同十三日に本社に歸坐し奉る。今は神輿渡御の事はなくて、六月十五日に祇園の祭禮あり、猿樂をも執行ふ。又、此祭りに、大きな作り山を拵へ、博多津中を昇もてありく事あり。歲時門に委し、又、十一月第二の卯の日、新嘗祭あり、今に至て絶す。是等の祭は櫛田社の神事也。此外、年中の小祭多かりしといへども、今は其法さへ傳り侍らす。此社内に、古鐘一口あり、經一尺七八寸、里人相傳て、松浦佐依姫が寄納せしよしいへり。されど、佐依姫は、宣化天皇の御時の人也。櫛田社は遙後、孝謙天皇

の御時、爰に勧請せしかば、時代前後相違し侍れば、里人の説信し難し。若是佐依姫が他所に寄し鐘なるを、後世爰に寄納せしにや。其銘は、不_レ寃不_レ撥。感_メ且容_レ之。と記せるよし、京都の人、先年篤信に言遣せり。天正五年、豊後國綾部支藩_ノ允_シへる大友の家臣、此鐘の古き銘を削り去て、新にふつゝかなる文字を長く書て割み附、亦寄進の如くにせり。古き銘を削り_レ跡、今も見ゆ。元祿三年、博多商人相部藤兵衛_{元陳}_{實名}といふ者、新たに鐘一口鑄て、古鐘をば神殿に納め入れ、新鐘を鐘樓に掛たり。

今按に、不_レ寃不_レ撥。感_メ且容_レ之。此銘は、左傳魯昭公二十一年の文より出たり。合せ考ふべし。又綾部支藩允銘云、奉_ニ寄進_ニ西海道筑前國博多冷泉津櫛田宮鐘一基_{○中略}。天正五丁丑年十一月吉日、豊後國比良部國東郡都甲庄領家住人、綾部支藩允藤原理昌とするせり。全文は鄙俚にして取に足らず。古老の曰、承應年中に、年行司吉田宗富・勝野宗茂・發願にて、津中より鐘樓を造進せりと、今之鐘樓は相部六郎兵衛元宣が再興せる處也。

社說に曰。清和天皇貞觀十一年、櫛田明神七歳の童子に託宣の旨ありて、異賊襲來すべき事を告玉ふ。其後、奥州に大地震あり。其後に洪水あり。天變_・地妖_・さま_ノ有じかば、神殿等再建ありて、神威を鎮めさせ玉ひしにより、國天下安穩なりしどかや。彼七歳の童子は、後に祝部鈴麿_ノ云て、神職の上首たり、其父を太禮主_{アシ}と云り。應神天皇の御宇、百濟國より兄媛_{エビ}といへる女來りて博多津にとま

櫛田宮鐘銘並序

圓月著

昔在大日靈貴會素盡烏尊于高間原而請取所佩之十握劍阿之化生五女兒死皆爲神其長曰某娘舊記祀于伊勢國櫛田之旁然而其行宮總以櫛田宮稱焉惟在筑之博多者持統天皇朱雀年中之建也距今六百五十餘歲也北條平氏之伯子關東舉遠江守平隨時居茲府總官西

義艦は豊後府内の城主、九州の探題職にて、修理太夫と云。此外にも文書四通有。又櫛田宮一社中より、卷物・樽・以下進上せし返翰あり、年々の恒例と云へたり。又一書曰。

越中守連經望之由、可_ニ存知_ニ候、恐惶謹言。
二月十七日
櫛田宮
祝左衛門太夫殿

義鑑印

義艦は豊後府内の城主、九州の探題職にて、修理太夫と云。此外にも文書四通有。又櫛田宮一社中より、卷物・樽・以下進上せし返翰あり、年々の恒例と云へたり。又一書曰。

越中守連經望之由、可_ニ存知_ニ候、恐惶謹言。

道雪印

七月廿六日

中殿に合せ祭る云。後世、末社に移し奉りしなるべし。

六二

大國主命	稻志賀大明神	辨財天	藥師
荷	高離聖德太子	以上祝部氏所司	
良火	光明神	權現	
離火	光明神	現	

當社の本地佛也。里俗のかたり傳へには、むかし、社邊に温泉あり、其時安置せし薬師なるよしい
へり。しかれども、湯の神の事は、續日本記、伊豫國道後湯宮の説を以て考へ知るべし。此堂は、
古來祝部氏がつかさどる處なりしが、寶曆壬午春より、東長寺の命によりて、神護寺、是を支配
す。又、温泉の有し處にや、本社の後の壇の邊に、今なほ雪の積らざる處ありと云。

稻田姫命	以上八尋氏所司	三輪大明神
事代主命	香椎宮	
寶滿宮	白髮大明神	
住吉大神		
大原須神		
惠比須神		
大雨宮	戸隠神	
松尾大明神	以上山崎氏所司	
風天満宮	以上天野氏所司	
荒島穗		
三加茂		
以上榎氏所司		
惣の市所司		
八幡宮		
龍田社		
老松社		
牧尾社		
龍老社		
綱輪天神		

今按、古ヘ、此邊に偃松あり。菅公左遷の時、其松陰に休らはせ王ふ。後、其木を以て神像を彫
刻せり。故に、松の木天神と稱し奉ると云。

續風土記曰。綱輪天神、綱輪町にあり。菅丞相左遷の時、袖湊にて船より揚らせ玉ひしが、海邊にて

六三

八百五十年御忌に
當る博多川端鏡天
神に於て前年三月
二十三日より二十
九日迄取越祭祀あ
り新に連歌屋建つ
宰府より大鳥居出
座連歌あり

川端町冷泉橋の側らに在。元祿の頃、金壽院といへる山伏勧請せり。鏡の御影あり。泉州堺の產、河邊宗甫寄納せり。宗甫は酒家にて、本津川端町に來り住せり。石の鳥居西向也、額は黒田三右衛門一貫の筆也。金壽院が子孫を、北の坊と云、社司の僧也。太宰府大鳥居より、代々法諱の一字を許されて、住持の名に用ゆ。祭禮、三月二十五日也。立華數瓶、千燈明あり。金壽院は文才ある者にて修驗道の書を著し、又城邊三十三所御音札所も
彼が極めし處なり。

鏡天神

六六

彼が極めし處なり。

吉聖女

吉聖女の神祠、瓦町に在。祭所下照姫也。相殿に、玉津島明神・味柜高彦根ノ神・を祭れり。下照姫は、久かたのあめにて和歌をはじめ玉ひし御神なれば、玉津島明神を合せ祭りしなるべし。明神は、衣通姫と申て、允恭天皇の妃也。和歌を善し玉ひし故、和歌の神といはるまつれり。又、高彦根神は、下照姫の御兄也、詳に、神代の卷に見へたり。むかしは、此御社、今の御社のうしろ、竹のむらたてる所にましまじけるが。先君、長政公の時、此町建けるに、御社も今所に移し奉りぬ。昔、御社のありし所を、今も吉祥天のもりと云。當社の記曰。下照姫を吉聖女と稱する事は、日吉二十一社の内に、聖女の社といへるは、下照姫を祭る所也。されば、日吉聖女といへるを、日の字を略して、吉聖女といへり。吉聖女を、あやまりて吉祥天といふ人あり。吉祥天といふは佛經に出づ、帝釋の女なりとかや。又、管相丞の夫人を吉丞祥女といふ説あり。吉聖女と異なり。當社は下照姫にして、吉祥天にあらず。ばくにも下照

姫は、素盞鳴尊と相ならひて、和歌をはじめし、いさをしある御神なれば、うやまふべき事、いふにやはおよぶ。此處に宮柱ふとしきたちしも、久しき世よりの事といひ傳へ侍れども、いづれの時はじめて祭りしといふ事、詳ならず。今、祠官・里老の説を聞けば、いにしへはいとさかへさせ玉ひし御社にて、祠田もあまた處ありて、四の時の祭り、をりをたがへす、其外の小祭も、亦事しげく行はれて、高きいやしき、あゆみをはこぶ事もたへさりける。されば、御宮造りもいときよらをつくし、隆樓高殿雲に聳へ、丹楹粉牆日にかどやき、神威儼然としてますが如くなりし、など語りつたへける。しかあれども、應仁のみだれの後、世中をだやかならず、天か下、たゞ兵革をのみ事とし侍りしが、殊更西の海、たつ波いとさはがしく、此所も戰鬪のちまたとなりて、民、所をやすんずる事あたはざりしが、此時よりぞ、御社も年々におとろへ、神稅の地も一畝も残らずなりにける。今、無爲の世となる御社も、神靈を安措し奉りて、瓦坊の生出神といつしまつる。此御社に神異の事もあり、虚誕の説にあらずといへども、わづはしければ、これにとも御社は寅卯に向ひ、往來の人、絡繹としてたぶる事なし。うしろに瀬川のながれ、遠からず、左には千門萬戸相つらなり、交易のいとなみ、いとことしげし。右に出れば、平原漠々として眺望遠く、おちこちの山里のけしき、げに繪にかゝまほしく、所がらも亦すぐれたりといふべし。古へ、御祭り多く侍りし中に、九月十三日は、住吉大神恒例の大祭にて、十二日より住吉の神輿、此御社に渡

らせ玉ひ、其夜は爰におはしまし、あくる日流誦ありて後、本祠に歸らせ玉ふ。此時、神輿の往還に、伶人等陪從して音樂を奏せし故、其道すぢの橋を、管絃橋とも、音樂橋ともいふ。管絃橋の事、地理門二卷に記せり。今は、かゝる祭禮もたへ侍れども、九月十三日には、昔をわすれず、祠官・邑人・等打つごひ、饌具をまうけ、祓を修して、それとばかりの祭をとりおこなひ侍る。此祭さへかくの如くなれば、其外の祭は悉くたへはて侍る。此御社は、祠官梅崎氏す。むかしより司る處也。今志願守延恒にいたりて、梅崎氏を改めて天野さ稱す。○此記は、正徳四年の春、貝原安平常春、是を選す。今前後の文を省きしるし侍る。常春は益軒先生の家姪にして、文才あり。先生、義子に立らるべかりしにいきか故ありて浪客となり。市中、或は田家に寓せり。享保十八癸丑の秋七月、病て卒せらる。享年六十三なり。

濱口 濱 夷 社

濱口町に在、所祭事代主命大己貴命の御子なり。一説、蛭兒伊弉諾尊の第三の御子なり。又、或は大己貴命・少彦名命兩神なりと云。惠比須命・女體なるは少彦名命なりと云。其說無き故これを略す。むかしより此所に鎮りませし故、町の名を夷町といへり。後、改て濱口町といふ。社記、略云。沖濱惠比須の神社は、往古より此處に祝ひて、海賈・漁師・はいふに不及、交易・賣買・を業とする輩の、福津利潤を祈て、最靈稱ある御神也。博多は古へ高麗・唐土の舟來り集ひし巨湊、西國第一の都會の地也。王代には、太宰・宦府より是を管攝せしが、武家の世となりてより、守護を置て監察せしむ。今の冷泉津より、堀口の邊にとほりて、大溝有けるを堺ひて、陸の方を守護領といひ、海手を沖濱といひけるとなん。此惠比須の社、海濱に在ける故に、ヲキ瀛濱惠比須と申ける也。世遠くして、載籍も傳らざれば、鎮坐の初、今、考る所なし。

し。元は此宮所、廣き真砂地にして、かたへに人家もなかりしに、太平年久しきに隨ひ、民のかまどの數増りて、今は社頭をきしりて軒を並べねれば、御神のみあらかも、いと所せくなり侍りける。往昔、櫛田の祇園會ごとに、王城祇園會の例に準じて、六月七日、神輿、沖濱に下らせ玉ひ、此惠比須の社を御旅所とし、十四日に還幸ありけるとて、櫛田の祝人等今に申傳へ侍る。又、箱崎八幡宮も、八月の御祭の時、毎年爰に幸し玉ひけると聞へ侍れば、むかしは社のかまへも壯麗なりけんこそぞ覺へ侍る。かゝる事もいつの頃より斷絶せしにや、いと恨むべき事なめり。古老傳て曰。もと此社邊に大石ありしを、維石と名附、此浦にて風波の難にあへる舟、此石に縋をつけられしに云々。古傳によれば、此石も造りけるとな。寶曆十一年、神籠によつて、社外に下して、舟玉命を奉る。寛文七年七月に濱口町下の人、相ともに力を合せて、建奉れるなり。毎年正月三日を祭日として、諸人、拜趨絡繹みならず、毎月三日十日を縁日として、市人家には神酒を供へて祝ひ祭り、あきものと幸を祈る。祠官梅崎氏世々其祭祀を司れり。此記は、寶永二年乙酉の六月、柴田隨庵成草是を著せり。成草、字は文之進、貝原翁の門人に來り住し、儒を逃れて醫となり。享保十三年、享年七十餘にて家に死せり。享保又昔は二月十五日、櫛田の神輿此所に御幸ありて、北狄退治の祭云事ありしと云。

須崎夷子社

七〇

須崎濱に在。志摩郡前原町にありしが、近世益田與介といひし人、同所の郡令たりし時、家内病人たへざりしを、博多の佛說坐頭一養といひし者に、是を占はせけるに、屋敷内に一つの石碑もれ有べしといひしが、果して石體の恵比須を堀出せり。一養、是を所望して、おのれが住める馬場新町の家に安置し奉りしに、其後、夢想の告ありとて、今の所に移しまつりぬ。一養が子、社人となりて林左近といへり。今、其子中原大和守と云、櫻井大宮司が支配也。

西町濱夷子社

むかしより十里松崇福寺の傍に夷社あり。櫛田の社人天野氏、つかさざりしが、近世、崇福寺の古外和尚、南里村の社人の支配とせらる。是、元來當寺に仕へし者也。其後、博多の者、西町濱に此夷を勸請して、前の如く天野氏に司らしむ。昔は松原も博多に屬せし故、夷社も博多七社の其一つなりしと、熊本氏が記に見へ侍る。七社、今詳ならず。貞享七年四月廿日、夷子堂二尺四方、公に申して西町濱萱堂町筋西側、網屋德右衛門といふ者の宅後に建立す。享保の末、公廳に達して、今の地に移し祭れり。

若八幡

辻堂町日水庵の境内に在、所祭仁德天皇にや、未考之。已前は藪八幡と稱せしと云。箱崎の攝社にて、祭禮十一月初卯也。近年、御社を東向に建、門を正面に開けり。此所、むかし一行寺の有し址と云。今に彼寺に屬す。

楊池社

西町上東側に在、所祭少彦名命也。此所、むかしは袖の湊の入江なりしが、滄桑相變りて、わづかばかりの小池となりもて行しも、なを年を逐ふて埋もれたりしかど、岸の柳は世々に植繼じにや、今に一園餘りの大木ありて、土人、柳が池と稱し侍る。後堀河院貞應元年四月十四日、此所より海夫人を綱引し侍りしと云事は、佛寺門、龍宮寺の下に詳也。合せ考ふべし。今の社は、寶曆四甲戌の冬再興せり。其來由は、社地の東家に住る圓庵安井氏、一日元願が許へ訪ひ來りて語りけるは、我過し神無月廿一日の夜、不思議の靈夢を得たり。其あらましは、わが西隣なる楊池の邊に逍遙せしに、洒掃いと清らか也。かたはらにひとりの異人ありしに、いかなる故にやと尋ね侍りしに、かの人答て曰、汝しらずや、此所こそかけまくもかしこき少彦名命の鎮りります地也、委しき事をじらんと思はゞ、吾子に問ふべしと聞へて、夢覺ぬ。吾子いかんしてしれる事ありや。予答て曰。抑、楊池は靈址なる事、土人の口碑に在、殊に此御神は、大己貴命と御心を一にし、力を戮て、天が下をみそなはし、病

を療るの方を定め、又、鳥獸・昆蟲・の災異を攘はんが爲に、禁厭の法を定めて、萬民を救ひ玉ひし事、載て日本紀に詳也。されば、本朝の醫の祖神にてましますゆへ、予、つねに京都五條天神、紀州栗島大明神、及び當國磯崎明神など、殊に尊崇し奉りぬ。是皆、少彦名命にておはしませば也。かゝる夙志あるにより、夢中にも予が事を示し玉ひしならんか、神詫疑ふべきにあらずとて、安井氏と共に、彼所に至りて點檢するに、風色おのづから物ふりて、叢祠も既に荒廢に及べり。かくたうとき御神靈の、艸露にうづもれさせおはしますをみるに忍びず、且は靈夢の告のおこそかなりしを感じて、御社を再造し奉らん事を相議り、同志の輩につのりしかば、諸方より寄附の捧げものありて、財用乏しからず、神殿・拜殿・鳥居・玉垣・に至るまで、かたの如く作り出せり。かくて、同六年丙子閏十一月、落成を告ければ、同廿八日酉刻、神圖によりて正遷宮の規式あり。櫛田の神主祝部山城守利寛、其子出雲守利雄等、是をつとむ。以來當社を司らしむる所也。又、末社三區建立す、大國、大己貴命也、後に本社に合せ祭る。夷子、事代主稻荷、倉稻魂命也、なり。又、埋もれし小池も、土をうがち、石をたたみて、めぐりに、玉垣を造り、柳にも瑞垣のひ渡して神木となせり、むかしより、此柳の枝をも切取事あれば、必たゞりありと云。當社の祭は、二月十一日、八月十一日にて、神樂、及び宮坐等あり。又、節分には、追儺の祭ありて神物出る也。又、月毎に、朔日・十一日・廿一日・是を三節といひて、詣る人多し。餘は、當社の記事に詳也。これはさいつごろ、神官利寛が需によりて、元願ひそかに是を撰せり。

神額は從三位高辻大納言菅原家長卿御染

筆也。延喜正院菅原久麿寄附、安井氏と予共、是を修飾し、明和閏十二月十一日、廣前に掲げ畢ぬ。

今熊野權現社 補 明和元申の秋社壇改め造る

今熊町に在。所祭今熊野に同じ、祭は十一月十八日也。掛鯛・御酒・洗米・古例によりてこれを供ふ、櫛田の社人天野氏是を司る。常は同所の修驗清淨院あづかり守る。萬治二年、清淨院、願として、正應二年に、今熊野三郎十二社權現を博多に勧請し玉ひて、社壇創建し、十一月十八日に修養せしめ、般若會を修せらる。供養の導師は、清相宗圓性坐主也。自今已來毎年、此會を以て定とす。或は宮司を營て護國院と號、坊舍・社家・等あまたにして、神領寄附せられ、四至・境裏・廣大也。當初は、博多津の宗廟の神社なるよし、其後、兵火の爲、社壇僧坊悉く焼亡し、祭禮の規式も令退轉、境内も多民家となる。中頃快善と云僧、神社の舊跡絶ぬるを憂て、元享年中に、纔に神殿の再興せしむる也。雖然、益塙地も狭まり、神社も衰廢し、諸民、宗廟を忘れ、祭祠の義式をも不知、只殘れる事と云事は、今熊野權現の境地なる故也。右は古老の言を以、町の衆中へ申談、慶長十八年已後、中絶仕候を、萬治二年六月に、某令^ニ再興、今の社壇是也。一説に、此社は博多の地主神にて、櫛田社より

已前の鎮坐なりと云。むかし此所に熊野山本宮寺とて時宗の寺あり。一遍上人の開基と云。熊本氏が記に云。本宮寺へ、大友家より、那珂郡の内にて三百丁の寄附狀、並に稱名寺への寄附狀、其外古文書あまた、豊後國竹田の住大賀傳右衛門といふ者持傳ふ。予、彼所へ往し時、是を見侍りし故、稱名寺に告ければ、同寺より予を以てひたすら所望ありしかども、事ゆかざりしと云々。又、竈門山の山伏、國中入峯の時は、此社にも來りて勤行す。今接、此入峰の事、久しう中絶せしが、元禄十二巳卯年に再興あり。又、享保十二未年にもこれあり、四月十日櫛田に一宿す。

白山權現社

中小路町北側にあり、所祭白山比^{ヒメ}也。土俗あやまりて地藏菩薩と云。一説に、離火權現を祭と云。按に、隱岐國離火は大日靈尊を祭れり。兩部よりは本地を地藏菩薩といひ侍るとかや。然ば離火を祭れる所なる故、土俗地藏と稱するなるべし。又、葛城峰と稱して、寶滿派の山伏、國中入部の時、此所にも來りて經をよむ事あり。又、此所を富士見坂と云、是は西の方、海越に志摩郡の筑紫富士見へし故、かく名づけしなるべし。今は屋宇立連りて見へず。

石堂社

往古石堂町に石の堂あり、この故に石堂と云て、博多七堂の其一つ也と云。此堂、いつの頃退轉せしにや、今は其跡さへさだかならず。然るに、寶曆六丙子年十一月十九日の夜、坊長中村宇右衛門といふ者、靈夢の告をかうふりしにより、社地をトし、新たに石の小祠を造立せんと企しかば、町内の輩志を同うし力をあはせし故、同七年丁丑正月廿一日に成就しければ、則、石堂神社とあかめ奉りぬ。所レ祭阿田賀多須命と云。一書に、吾田片離命とも書り。此命は、宗像大神にみやつかへし玉ひけるとかや。竊に按するに、舊事記云。阿田賀田須命は大己貴命八世の孫也。又、古事記云。大己貴命は湧津島田心姫をめざりて、男女の御子二柱を生玉ふよしみへたり。かかる由縁あるにより、阿田賀多須命は宗像三所大神に仕へて、祭祀をつかさどり玉ひけるなるべし。されば、宗像・博多・相去事遠からざれば、此津に鎮りいませしなるべし。其事蹟、審かならずといとども、中村氏へ夢中の御神託疑ふべきにあらず。寶曆九己卯の春、卯右衛門が求めによりて、其梗槩をしるしてあたへぬ。

諏訪社

箱屋番東側人家の後にあり、所祭武南方富命也。いにしへは大社なりしといへり。此神社は、異國降伏の御いさをしましますにより、往古、唐土舟入津せし時より祀り侍るとかや。今、長崎の諏訪社は、此所より勧請せしと云傳ふ。今はかたばかりの叢祠遺りて、知る人稀也。土居町西側人家の後に、圓石を封じて諏訪大明神と崇めまつれり、これはいつの頃にや、長崎より外療の醫者來りて此所に住しけり、おのが古郷の産靈なるにより、假に勧請せしむるなりとかや。

奈良屋番西側にあり、所祭倉稻魂命也。長政公、陣中御懸守りの御神體なりと云。社司を神福山延命院と云。社記に曰。延命院祐清、姓は平野氏にして勘右衛門丞康氏が孫也。康氏は江州の住人にして萬貫の地を領す、信長公の麾下に屬してしばぐ戰功あり。天正十年、明智光秀、京都本能寺に於て信長公を弑せし時、康氏は信忠卿に屬し、二條の城の搦手を守り、血戦して死せり。其妻懷妊してありけるが、家人等に助けられ、豊後國安岐城に落り、安岐城主熊谷内蔵允は、康氏が妻の兄なれば、此所に落りし也。安岐城主熊谷内蔵允は、石田が催促に従ひ、勘右衛門と熊谷外記を残して安岐城を守らしめ、大坂に馳上らんとする。勘右衛門、急攻三日にして、勘右衛門に利害を解て降をす玉ふ。勘右衛門、内、兵糧乏しく、外、援兵なし、城中士卒の死をあはれみ、且、熊谷氏の血脉の絶せん事をかなしみ、終に如水公に降れり。夫より如水公・長政公・忠之公・御三代に奉仕して忠勤を勵みけるが、忠之公の時、故有て致仕し、早良郡に蟄居せり。ほどなく身まかりぬ。末期に、其子勘之丞に遺言して曰、予曾て、長政公の代參として山城國藤尾山に詣し事あり、時に祠官羽倉氏奉幣して後、本社の傍より稻荷の小像を守り出し、予に告て曰、此尊像は、古來より本社の傍にしづまりおはしまして靈驗あらたなる神體也。御陣中御守りに懸させ玉ひなば、御武運めでたかるべしと。予、是を拜受して、則、君に奉りしに御悦び不斜、御

陣中御守りに懸させ玉ひしが、後、御機嫌によりて予に賜へり。汝是より仕官の望みを止まり、明神に仕へて君家の御武運長久を祈るべしと。勘之丞父の命に従ひ、則、修驗となり、延命院祐清と云。

次所 稲荷社

古門戸町馬次所の内にあり。津中火災消除の爲、江戸鐵砲洲より勧請せる處也と云。延命院より代々是を司る、六月廿六日祭禮あり。

鴻濱稻荷社

對馬小路町東側に在。沖濱稻荷と云、又、鎮西堂とも云、所祭倉稻魂命也。佛說の盲人和泉、後には少功言と改、此地に宅あり。其子、本山派山伏となりて光照壽院と云、元祿年中今の社を建立せり。國君光之公、木の鳥居を寄附し玉ひしかど、星霜を經、朽腐して今は商家入江氏なる者、石の鳥居を再建せり。按に、博多津中の稻荷を祀れる處甚多し、舉てしるし難じ。然れども多くは野狐をまつれる也。抑、稻荷と申奉れるは、倉稻魂命にて、人王四十三代、元明天皇和銅十四年辛亥二月九日、豐原ト定記には二月十一日なりと云。山城國藤尾山に現し玉へり。然るに、藤尾山の地主神を荷田明神といへり。其裔荷田般といふ者、みことを三の峰につき祭れり。藤尾山と云。此故に、倉稻の稻の字と荷田の荷の字とを

合せ、荷を利に通じ、且稻生玉といふ縁にて、いなりと訓し、稻荷とは書なり。又、俗説に、弘法大師、東寺の門にて稻を荷へる老人に逢ひ、約束の旨ありて、これを祀りて東寺の鎮守とし、稻を荷へる故に、稻荷明神と號せりといふは非也と、稻荷山の神官羽倉攝津守が縁起の中にして居る。且、年譜相違せる事、俗説辨に詳也。又、稻荷に狐の從ふ事は故ある事也。命婦といひ、専女などいふ事、神書に見へ侍る。今の世の人、狐を以稻荷とおもへるは大なる僻事也。されば俗説の惑を解んため、無用の辯を爰にあらはし侍る。又、近年城邊稻荷二十七社參詣といふ事あり。博多にては、矢倉門・櫛田社内・柳池社内・笛屋番・延命院・古門戸・入定寺内・一小路濱・光照壽院・綱輪天神社内・餘は市中に屬せざる故是を略す。

牛田夷子

牛町、今、馬場新町と云。同所東側人家の裏に大なる蘭桂一株あり、枝葉甚繁茂せり、其樹下に一箇の石あり、鎮守の如くあかめまつれり。土人の曰、いにしへ此所に於て牛の市を立ける時、大日如來を安置せしとかや、此故に牛町の名ありといへり、一説には、いにしへ博多三恵比酒といふありしが、其一社の内なるよし、さもありしにや。今に恵比酒となへ侍る。

萬四郎夷社

濱口町中番西側に在、實は稻荷を祭れりと云。いつの頃にや、萬四郎といへる者、此屋敷に住して鎮守にいはひ置るよし。又、野狐の名とも云。

鰯町夷社

夷屋市右衛門といふ者の宅地に在。はじめ、佐谷五郎太夫、播州に在し時より崇祀りし稻荷ありしが、慶長五年、當國へ豊前中津より長政公に従ひ來りしに、博多津の役を命ぜられ、須崎町に宅地を賜り住せり。其時、宅後に小祠を建立して祀れりと云。後、荒戸へ移住し、又、此稻荷を勧請して、今に子孫の家にあり。其後、彼役屋敷、市屋となり、播磨屋助右衛門といふ者居住せり。一説、此助右衛門は五郎太夫が播磨より具し來りし者也と云。今は西宮大明神と稱して稻荷とはいはず。祭祀六月八日、十一月八日也。寛文十三年癸丑、町中より社を改め造。其後寶永年中、新に拜殿を作り、千手院をして祭祀を司らしむ。今の始學院まで代々是を務む。千手院より以前は巫女、祀を司りしと云。寶暦九己卯、本社・拜殿とともに造替し、六月中旬落成せり。

附錄

妙見社

博多の東松原の内に在。此邊は縦横のちまた七ツに分る、故に七ヶ辻と云。又、いにしへ北斗七星降

臨の地なる故名づくとも云。いつの頃よりか妙見の小社あり。優婆塞賢養坊といふ者、靈威に感するの事ありて公けに訴へ、社地を乞得て新に殿宇を造立して、妙見、並に稻荷を合せ祭れり。近年二社妙見菩薩に北斗星を元祿年中、御笠郡小岳の成、今の賢養坊に至て三代也。松源院に屬し、別當號を許さる。祭日二月初午、十一月八日なり。

石城志卷之三 終

終